		(回答欄)	_			_	(再検討要請欄)	(再	回答欄)	(当室記入欄)	(最終	終回答欄)		(要望	2事項欄))					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請		が 措置の概要 i 内容 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)		措置の内容	措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	が可以半女王学児	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300010 止		特定債権等に係 る事業の規制に 関する法律等	特レ化施資で、に要当者で、「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	級をむ展改にいは部名 中含発的正つて一、わ	alcつ いては、 ・、blc は、しが、権領のとこ・かに高からにを行う。 は、しが、権等の要性と続いるでも必必のにあり対対をある少な係らにを行う。 は、しが、権等の要性と続いるでき検検のは、でう。	「措置の内では ででは は定	回答方にでは、 「では、 にきいい にない にない にない にない ではい にない ではい ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	について は一 部a、	の特別では、	特定債権法の廃止または 発展的改正について検討 し、結論を骨て、平成15 年度0R16年度中に実施さ れることについて見解を						オリックス体		特定債権法の廃的	夫一二大学家介记家 犬科汉犬对抗淡菌节 化含氯含化 互相合作取记者作者名 自实本人 淡木县 下面化多大学多多 自主受任务 罗瓦夫	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)		(当室記入欄)	(最終	回答欄)	(要望事項	闌)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他		措置の 分類		措置の概要 (対応策)		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事功 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
															5034 5034024	(社)リース	■ 2 止	定債権法の廃		・「つ債の言用こ堅たけの言の告がす利で付大制対合設が動でも動な法用る権廃株権象口能保る年とる外制限 特特の法にも制えい。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に関ののにしるこの、 に関ののにしるこの、 に関ののでは、 に関いのないに基さ、 に関いのないに基さ、 に関いのないに基さ、 に関いのないに関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいる。 に関いのでいな、 に関いのでいる。 に関いでいる。 に関いでいる。 に関いでいる。 に関いでいるに関いでいる。 に関いでいるに関いでいる。 に関いでいるに関いでいる。 に関いでいるに関いでいるに関いでいる。 に関いでいるに関いでいるに関いでいるに関いでいるに関いでいるに関いでいるに関いでいるに関いのでいるに関いでは、 に関いでいるに関いでいるに関いでは、 に関いでいるに関いでいるに関いでいるに関いでいるに関いでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	経済産業省金融庁
															5102 5102410	(社)日本経況 団体連合会	音 41 特	債法の廃止		特債法を廃止すべきである。その上で、現在の特 る。その上で、現在の特 定債権の範囲にとらわれ ない新たな債権流動化の スキームを構築し、負債 での公告制策度、投資家を 保護のための措置などを 整備する必要がある。	経済産業省 金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答	欄)	(当室記入欄)	(最終	《回答欄)		(要望	事項欄)					
管理 コード	項目名	該当法令等			措置の 内容	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措 分類 ア		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)		措置の 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号	要望事項	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
70300020	出資法第 1 条の 撤廃及び第 2 条		出もに戻若額で対したは目言ので 出もに戻若額で対しとは目言ので が関係を全域、しては自言ので が関係を会域の表を文で、 での、を主に、 がのが、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 が	C	こは、		及融なとれス点実れ を対象では、大きないでは、大きないでは、大きないでは、1 年間では、大きないでは、ないでは、大きないではないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、は、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はい	C	第 証すする独っと 第 証すする独っと と					5008	5008020	オリックス体	朱 2.1 撤	出資法第1条の 敵廃及び第2条 D改廃	13	第1条は撤廃し、第2条 は預り金の定義を明確に する等の改廃を行なうべ きである。	金融庁
2000021	の改廃	守す条、第 2 条	資金からない。 ではなない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		- で金と 規、等行限そ受全信損、必 にれ正るが軽いつました。 一 である定いの目のの目のの形式が関いているである。 では、の管もにつ産くのなる。 との音をもにいてのののの目ののののでは、のできれている。 では、のできれている。 では、のできれている。 では、のできれている。 では、のできれている。 では、のできれている。 では、のできれている。 では、必ずである。 では、必ずでは、必ずでは、必ずでは、必ずでは、必ずでは、必ずでは、必ずでは、必ず		能ない。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでしています。 にでいまな。 にでいます。 にでいまな。 にでいまな。 にでいまな。 にでいまな。 にでいまな。 にでいまな。 にでいまな。 にでいまな。 にでいな		で「他る者がのは、 で、他る者がのは、 で、他の者がのは、 に特別となどのいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、					5034	5034180	社)リース 『 業協会	事 18 廃廃	出資法第1条の撤 発及び第2条の改 を	X 8	・第1条は撤廃し、第2 ・第1条は撤廃し、第2 にする等の改廃を行なう さってある。	法務省

	(🗈	回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	回答欄)	_(当室記入欄)	(最終回答	答欄)	(要	望事項欄)					
管理コード 項目	1名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置 分類 内	置の 措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改建 要望事項番号	規制以中安望事項	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
「金融業 付業務の zo300030 社債の発	ための 業務	独業者の貸付 多のための社	貸金業者等は、内閣総理 大臣の登録を受けなけれ ば、社債の発行その他の		は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 でが、、 は、 は、 は、 は、 でが、、 は、 は、 は、 でが、、 は、 に、 でが、、 は、 に、 でが、、 は、 でがでが、、 は、 に、 がでが、、 は、 に、 がでが、、 は、 でがでが、、 は、 でがでが、、 は、 でがでが、、 は、 でがでが、、 は、 でがでが、、 は、 でがでが、、 は、 でがでが、、 は、 でがでが、。 でのつのすな解るち、 金悪の賭人の最く は、 は、 でも、 は、 でがでが、 のののつな解る、 で、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に		回答は、社債の購入者等らの保護に可能を対応、金額をは、社債するがのでは、対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対		本法制定前は、(a)資金業者が預金金まりいの詐欺が手段による資金の許数調達を禁めいの許数調達を持ちいた顧らない。 はないの主要を禁め、自己の主要を表す。 「世界では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個				5008	5008030 2	オリックス像	₩ 3.1	「金融業者の貸付業務のための 社賃の発行等に関する法律」の 廃止	資行と	資金業規制法に規定する 資金業者等が、社債の発 う等による貸付資金社の 入れに際して課されてい 3登録手続を廃止するこ とを要望する。	
z0300030 紅頂の発 関東る法	1) 守に 債の	D発行等に関	方法による貸付資金の受 入れをすることができな い。	C -	もし、 ・ では、 ・		なった。 上期にるされた 施期的になった。 上期にるされた。 実施にも対してのが、 では、 実施にも対してのが、 では、 実施にも対してのが、 では、 実施にも対して、 では、 実施にも対して、 またのは、 またのが、 またのは、 またの	c	- に関しては、特定を金融である。 は証券には、特にののり、対象では、対象では、対象では、対象では、対象では、対象では、対象では、対象では				5034	5034210 (·社)リース ^調 業協会	21	「金融業者の貸 付業務のための 社債の発行等に 関する法律」の 廃止	る 子 し	・資金業規制法に規定する資金業者等が、社債の 移行等による貸付資金 受入れに際しばで課されて のお登録手続を廃止する ことを要望する。	金融庁

	(回答欄)		(再検討要請欄)	(再回	回答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項欄)					
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 (対応策) その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望事項 管理番号	要望主体 男	制改革 要望 項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
社債及び短期社 債に関する取締	社債の募集には取締役会 の決議が必要とされてい る(商法296条、社 短期社債については、 債等の振替に関 締役会の決議をもって一	(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その	回答では、法制審議会等 の議論においてその見直 しの要否等について検討 中とのことであるが、企		社債の研究を対して、 社債の研究を対して、 をがして、 をがし、 をがして、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし				5008 5008060 オリ	リックス㈱	社債及び短期社 債に関する取締義 役会での決議義 務付けの見直し	て、見遺店会で平見る大名法総帯家のお召补町与	は は は は は は は は は は は は は は	7 情である。 はなる ではなる はなる はなる はなる はなる はなる はなる はなる はなる はなる
役会での決議義 務付けの見直し	する法律第83条 定の期間及び限度額内で特定の取締役に委任できる(社債等の振替に関する法律83条)。	検討中である。 検討中である。 を踏まえ、短期社債の発 行手続について検 直しの要 前を行う。	業の機動的な資金調達を 達成する観点から、 を行うである。		・ て)リース事 業協会	資本市場におけまる 高円滑な容析での 連環() 2 が 1 を 短期がでの 短期が表現での 決議直 し	して借付商役上平見る尤名法総帯裏のお召才田舎	つけのに、総際・パけから、手法法後に要さいた。ここのは、期をは、が対象をは、では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	- 0 6 - 8 - 公トト系

	(回答欄)		_ (再検討要請欄)	(再回	三 答欄)	(当室記入欄)	(最終回答相	刺)	(要	望事項標	闌)				
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 (対応策) その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要	要望	革 規制改革 要望事項 号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
短期社債の公募 発行に関する証 が表示に関する開	第1項及び第2 ととされている。発行登	発行登録制度は、その企業情報等が比に公ると考えられると考えられると考えられるを対し、利用適格要件を満た可利力についてそのであるがな終続開示要件を当該会社の親会社が連開ででてて、領域を対していの企業情報を開てのの企業情報を開ている。と、企業情報等が既に公会に、	回答では継続開示要件と 周知性要件が欠格していることを根拠に対応不可とされているが、 要望内容に(a)日々発行されるペースでの商品特性、(b)連結報開示(c)事禁会社なのを融業務の本体が移行金融票子会社への移行		投資者の権利を表示を会社の表示を会社の表示を会社の表示を会社の表示を会社の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表				5008	5008070	オリックス能	短期社債の公募 発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	ナ し 同 で 育	正券取引法上の発行登録 か情報開示の規定を改正 の、企業グループ内の公募 は子会社が発行する公募 Pについて、連結ベース で開示により発行が可 能となるようにすべきで ある。	金融庁
示内容の見直し		広範に提供されている」とは考えられない。このような会社について発行登録制度の利用を認めることとけた場合、業情報等を考慮しないまま投資判断を行う社のよこととのまため、経続関示をと観点がら、経続関示をでいていない制度の適用は適切ではない。	の流れ、等の観点から実現を求めているいるであり、このについるでもての真体的な対点でを改めたにといいない。 上記 いまる できまる いまる できまる いまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる でき		元考慮には、				5034	5034170	(社)リース ³ 業協会	資本市場におけまる円滑な資金を備する円滑な資金を備すり短期社関係の公を証券内の公を証券内容の見直し、		・証券取引法上の発行登录や情報開示の規定を改まい、企業グルデープ内の会融子会社で、連結ペープ内のはでいましたではでいて、連結ペースでの開示により発行がきなるようにすべきである。	な ・ ・ 金融庁
		賞金業の規制等に関す る法律においては、業者 と債務者・保証人との間 のトラブルが社会問題化 したことをけ、債務 者・保証人保護の観点に 基づき書面交付義務を課	回答は、法律制定の経緯		いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の				5008	5008080	オリックス像	貸金業者からの 債権譲受に伴う 書面交付義務の 撤廃	i 	資金業法第24条第2項 に規定する資金業者から 内債権譲受に伴う書 再交付義務の撤廃を要望 する。	金融庁
貸金業者からの 債権譲受に伴う 書面交付義務の 撤廃	貝並来の税削等 当該良惟の良物有に対	IT	に加え交付を報告を表してリルとれて明確を発するよう。 書面に交付を担いているとれているとれているとれているとれているとないので、 を根拠が、容権はいるのでは、 による求のの点に示されているが、のにな対、のにな対、のでは対いなが、 平成したいで、 によるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	撤にいはそ以にいは 廃つてcれ外つてb	「貸金業規制法及で出いる 」は法の改正法附則則則に法方 では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一				5034	5034050) (社)リース [§] 業協会	貸金業法の改立 等 (1)資金資 者からの債害 受に伴う書面交 付義務の撤廃	Ĭ.	・貸金業法第24条第2 付金業法第24条第2 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	1 金融庁
		とは困難である。 なお、今般の「貸金業 規制法及び出資法の改正 法附則」において、新貸 金業規制法による貸金 制度の在り方について は、施行後3年を必要な 見直しを行うこととなっ ている。	がは、ことの可否について改めて検討されたいて改めて検討されたい。		参照 を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定。				5101	5101132	・アイフル㈱	貸金業の規制等 に関する法律第 13 24条第2項制の 連部見直し	はなるというできました。	法第24条2項の書面交付は 関して、現行の法第17条 D法定記載事項の見直し を表示に、顧客にも誤解を ラスない債権譲渡時の必要事項(譲渡从連絡先・譲受人連絡先・譲受人を 人名・譲受しれる領域を行 内容等)に限り通知を行	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)		(当室記入欄)	(1	最終回答欄)		(要望事項	ij)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確 (要望者意見を2	認事項 含む) 措置 分:	語の 措置の 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号		規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300070	法人人 して は 大人 の 撤廃 に に に に に に に に に に に に に	賞金業の規制等 に関する法律 出資の受入れ、 預り金及び金利 等の取締りに関 する法律第5条 第2項	・き録業付に受簿でいて、・賞は規制を持ち、課金では、別、過告の教、課金を会と対止、内の交付義等、制と言うでは、別、過告の教、課金を会と対止、内の交付義等、記して、のののでは、のでは、一、のでは、、、、、、、、、、	С -	口れ対もブ説じ資の法付る 規法金制はし見て の特を出ば出け廃る。 の問う貸立立は十るをあくがに法り後を行 経ら利るを選にける の問う貸立立は十るをあくがに法り後を行 経ら利るを選にける の問う貸立は十るの対象とすると、対象が会すると、対象では、 が上、はけを、等のこの質はおに方3加う 済、の特旨規いははいる。 が見に付てか分と者らてる困今びに法り後を行 経ら利る趣業おにといる。 の問う貸立は十るのででは、「大きのでは、でいる。」では、 を持ている。と、ないのでは、でいる。 では、ないによっている。 を対していると、は、はいるでは、はいるいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるではいる		でするが、の応金るが項を を答するが、の応金るが項を を答するが、の応金るが項を を答するが、の応金るが項を を答するが、の応金るが項を を答するがので、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	С	題「法てるびつ目必とはの、貸出い途要なの	る契業正賞業法はし見てて 「機規治業度 5 施検しの でしる応 とし法則規の条行討をのし をた及びに法り現の条行討をのし 関敵出おに方項年えここり の資いよ及にを、とれた					5008 5008090	オリックス体	法人向け貸付に 係る貸金業規制 の撤廃		金のをあにれ貸とと者はと る規と己締保適たこ側ま借害つ閣人―いう月庁のれに果うう早表要て貸業的する。 は、務制法用すに関連では、資本ので類別を責結で、関係では、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	金融庁
					なお、今般の「貸金業」 規制法及び出て、出て、出て、出て、出て、出て、出て、出て、出て、出て、出て、出て、出て、は、第5条(34年を必要ないで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで		い。 上記 を踏まえた実施 時期について、その時期 となる理由も含め具体的 に示されたい。								5034 50340600	(社)リース¶ 業協会	貸金業法の改正 等 (2)法人店 け貸付に係る貸 金業規制の撤廃	E	・金のをあにれ貸とです金こ項う月結ず検き査の査貸撤規検く ・金のをあにれ貸とです金こ項う月結ず検き査の査貸撤規検く ・現場保る対すがをでいる。 ・に果まり、な不法に適望態さがに結なた公砂える金面始る はともたし付法う要人つ用す調れたおま的急制り人規・直と ・に果まりなるがにはなた公砂える金面始る はいのでは、、付の要実と査公査行いのがま係貸全開す をいかして、、付の要実と査公査行いのがま係貸全開す をいかして、、付の要実と査公査では、により、向制金しを ・のでは、まして、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	ı

		(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回答欄	1)	_(当室記入欄)	(最終	終回答欄	制)	(要望事項機	引)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措置の 分類 内容		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)		措置の 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	が明以半女王学児	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
					第全年 (1) 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十									5008 5008100	オリックス	㈱ 10.1	任意に支払った 場合のみなし弁 済規定の適用要 件の緩和	資限構実等と交認で第しこ理でしあ定め保に	利法法法を対して、(付職、11年と的、弁るにる護つうは制電制で、(付職、11年と的、弁るにる護のでは、(付職、11年と的、弁るにる護のでは、(付職、11年と的、弁るにる護のでは、(付職、11年とのでは、	金融庁
z0300080	記録のみなし弁 1月1日の第日東	貸金業の規制等 に関する法律第 43条	貸金業者が貸金業規制 第17条及び第18 17条及びによる18 17義務利名を息制限法 行合に入る務利利利がはして をこえる務場につて をは、 債場場41条 は、 が場第41条 は、 が場第4 が は、 が は、 が は、 が は、 が は、 の は、 の は、 の は、	C -	第1、会社の主義を表している。 は、会員の主義を表している。 は、会員のとないる。 は、とないる。 は、会員のとないる。 は、会員のとないる。 は、とないる。 は、とないる。 は、とないる。 は、とないる。 は、とないる。 は、とないる。 は、ないる。 は、ないるる。ないるないる。ないるないる。ないるないる。ないるないる。ないるないるないる。ないるないる。ないるないる。ないるないるないる。ないるないるないる。ないるないるないる。な		回点的な情報を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	с —	いわゆる「ヤミ金融融の関係」 「ヤミ金を契機制を契機制制」「全金業規制制」「全金業別制制」「全金業別制制」「大阪び出おにて、新金、大阪で出るのでは、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪					5034 5034070	(社)リース業協会	事 7	貸金業法の改正等(3)任意に 支払った場合の みなし弁済規定 の適用要件の緩 和	出制階と振る書利らか「とりよ「べ適2需か査	金資限構、込こ面をしるみす、っみき用項要ど・する資限構、込こ面をしるみす、っみき用項要というない。 大きなる合文のでの見にしているが、大きなる合文のでのませんで、は、まれていわりでは、は、まれていれた。 の見には、は、まれていれた。 の見には、は、まれていれた。 の見に、なるで、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	金融庁
					ある。 なお、今般の「貸金業 規制法、今般の「貸金業 規制法及び出資法の改善 法所以制法による貸金業 制度の在り方について は、施行後3年を目途と して検討を加えこととなっ 見直しを行うこととなっ ている。									5101 5101140	アイフル領	*** 14	貸金業の規制等に関する法律第43条第1項みなし 43条第1項みなし 43条第の適用 した 作の一部見直し	対のがし書も	金業者の預貯金口座に する振込みによる弁済 場合において、弁済後 場合において、弁済を 受取証書の交付を受取 た場合に限り、受取 た場合に限り、受取 た 、法第43条第1項のみな 弁済の適用を可能とす 。	金融庁
														5101 5101150	アイフル(朱) 15	貸金業の規制等 に関する法律第 43条第1項の見 直し	を 「 合	法同項にある「任意」 削除する。あるいは 認識」へ改め、その場 は振込等の弁済の特例 設ける。	金融庁

_		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄	1)	(要望事項欄	1)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改 要望 事項番	が明以半女王学供	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300090	不動産特定共高に Q		不動産特別では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	а	不ののない。 本のののなうにとという。 本のののなうにとという。 でのののでは、とないこのであります。 本のののでは、はないこのであります。 でのでは、はないこのであります。 でのでは、はないこのであります。 でのでは、はないこのであります。 でのでは、はないことがはいこのが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		回答では、 現在自体的され 表検討 と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	а	不動動とでは、 不動動とでは、 不動動とでは、 一部ができました。 でのの内では、 でのの内では、 でののでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでででで、 でいるが開って、 でいるが開って、 でいるが開って、 でいるが、 でい	不動産特定共同事業契約 締結に係る事前説明態様 の多様化について検討 し、結論を得て、平成			5008 5008120	オリックス	(株) 12.1	不動産特定共高に 1 事業契約締結の 1 係る説明義務 撤廃	る商間で同處あ本代た言でで遊れに飛浴未飮子行で印しをそにる材料に急制	正就者的 正就者的 一致。 一致。 一致。 一致。 一致。 一致。 一致。 一致。	生 国土 至 融 后
	係る説明義務の撤廃		に関する事項であるのである。またであるものして、主でのであるのであるのである。またのであるでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また		前に書面を交付し説明すらるでは、一書面をできた。 では、 には、 では、 には、 では、 には、 にはは、 にはは、 にはは、 にはは、 にははは、 にははは、 にははははは、 にはははははははははは		点について具体的な対応 策を改めて具体的され、示 されたい。 上記 を踏まえた実施 時期につい されたい。		図のは、動きて器ののは、対している。は、対している。は、対している。は、対している。は、対している。は、対している。は、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	150R16年度中に実施されることについて見解を示			5034 5034040	(社)リース 業協会	事 4	不動産特定共同 定特定共 高 で で で が 発 る 説 明 義 務 務 廃 条 え 説 脱 廃 条 え の の の の の の の の の の の の の の の の の の	は肥い 日本 の では できまれる できます はっぽい あいまい はい はい	「高高関かで、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	金宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝宝

	(回答欄)			(再検討要請欄)	(再回	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答	欄)	(要望事項欄)			
管理 コード 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 措置の 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容		規制改革 要望 要望事項 要望主体 管理番号 管理番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
特定目的会社 20300100 借入先制限の 和	資産の流動化に 関する法律第150 条の6 同法施行規則第 41条	賞金業者等によるSPCへの 賞付に対するニーズにつ いての調査を行う		回答が応となる。 回答が応となる。 回答が応となる。 ではいかではいかではいかではいかではいかではできる。 ではないではいかではないができる。 ではないができる。 は、の業が要したにはいるではいでではないにはできないにはできないでは、 ではないではないではないではないではないでは、 ではないではないではないではないではない。 というではないではないではないではないではない。	b	貸金業者等によるSPCへの 貸付に対するニーズにつ いての調査を行い、平成 16年度までに結論を出す こととする。				5034 5034190 (社)リース 業協会	資産流動化法に 係る規制緩和等 19 (1)特定目的 会社の借入先制 限の緩和	的会社の借入先を拡大 ることについて検討す	さかお家目す 急つづす 金 融
										5102 5102440 (社)日本経 団体連合会	「資産の流動化 に関する法律」 44 における特定目 的会社の借入先 の拡大	特定目的会社による資 の借入先に、貸金業者	
		SPCの新たな資金調達手段として、資金会認合契約に基づく出資金を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の発展して、投資家保護の発展して、税務上の優遇ことを考慮がした。当該出資持分はごとの有価証がして、引法との有価証がして、対策ない。とかしないがしていると、といいしたして、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には		回答では匿名組合契約はは 有の証券を担合を表表を では匿名組合を表表を では匿名に 関本を では でを では でを でした でした でした でした でした でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でい		SPCの新たな資金金調達手段として、出資金金調達約にを基づを登けるに、基づ度を設定は、銀銀年に、は、投資家保護の発慮にで、投資家の発慮があれてい特別といて、出資行がといて、当該とは、大の有価にない。SPC法上の有価にない。SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPC法とのでは、SPCXのでは				5008 5008140 オリックス(特定目的会社の 関金調達手段の 拡大		担合品点
特定目的会社 資金調達手戶 拡大		型 契約は、営業者と出資者 の人的信頼関係に基づく		にいりのでは、	c	合契のは 会契の人 を を を を を を を を を を を を を				5034 5034200 (社)リース業協会	資産流動化法に 係る規制緩和等 (2)特定目 会社の資金調達 手段の拡大	匿名組合契約に基づく 資などを追加し、その いまを増めまべきであ	担全融点
ける場合対象	認可投資顧問業者が投資 顧問業及び投資一任契約 に係る業務に関連する業 務で、投資顧問業及び投 資一任契約に係る業務に関連する業 資一任契約に係る業務を 資でにのき投資者保護の 関節をごうき投資者保護の	リ、平成16年4月1日 から、投資顧問業者及び 投資一任契約に係る業務 を営むにつき公益又は投 資素保護のため支際を生								5008 5008150 オリックス(投資顧問業(一 任契約)における投資対象による る兼業規制の撤 廃	た投資顧問業者に、商 ファンド法に基づく商	品金融庁
20300120 ける現代が表現になる事業規制を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		が は ずることがないと認めら れる場合には、当該業務 が投資顧問業及び投資ー								5034 5034560 (社)リース 業協会	投資顧問業(一 任契約)におけ る投資対象によ る兼業規制の撤 廃	した投資顧問業者に、 品ファンド法に基づく	商金融庁

	(回答欄)			(再回	[答欄]	(当室記入欄)	(最終回答	闌)	(要	望事項欄)	1			
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 措置の 措置の概要 大の他 (対応策) その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容		要望	規制改革 要望事項音管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
		商品投資契約等が成立 した場合にその契約内容 が不明確であると、後日 当事者間に契約内容を巡 るトラブルが生じるおそ れが大きいため、成立し	書面記載内容の簡素化に		1 ・ は かけい は かけい が が が が が が が が が が が が が が が が が が が				5008	5008162 2	ナリックス(株)	商品ファンドに 16 係る規制撤廃・ 緩和		た業 金融庁 内容 農林水産省
契約成立時書面 の記載内容の簡 素化若しくは撤 廃	事業の規制に関 滞なく、当該商品投資契する法律第17 約等の内容及びその履行 条 に関する事項を記載した	た契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することに対し、その明確化を図り、投資家保護を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。このような趣旨に鑑みては、契約締結時交付書である。	ついては、契約成立か 成立時各人の交付の能ない に照重複を中に結論を得度 が15年度・平成16年8点 とともに実施してもらを たい。併せしてのよたい。 明らかにたいたいたいたいたいたい。	簡化つてb, を たって た で り で り で り で り で り で り で り で り て り て り	の業務内容、商コアアドの内容等にご問題では、 をはいている。 のに対している。 のに対している。 のに対している。 のに対している。 ではは、では、では、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり	商品ファンドに係る契約 成立の記載内容 随素化にいて検討し、 結論を得て、平成150R16 年度中に実施されること について見解を示された い。			5034	5034572 (社)リース事 業協会	商品ファンドに 57.2 係る規制撤廃・ 緩和	契約成立時交付書面 載事項に関して販売 務命令が規定する内 大幅な簡略化を要望 る。	業業 金融庁 等の 農林水産省
		については、投資家保護 の趣旨及び双方の交付書 面の性格を考慮しつつ、 15年度中に措置するか 否かを含め関係省庁と検 討し、結論を得る。	明らかにすること。		る。 2 「重複等はもしてあるかける。 2 「重複等ないのでするにもしてあるかけるにものです。 でするかに当ら事にのでするです。 でするでは、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定				5063		社) 日本商品 資販売業協 会		利寺の内谷のよりでで 行に関する事項を記述 た書面を充せしたは	質は、契 な、契 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で

		(回答欄)				(再検討要請欄)	(再回	回答欄)	(当室記入欄)	(最終	<u>冬回答欄)</u>	(要望事項					
管: コー		該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策) その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)		措置の 措置の概要 内容 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
20300	私募 商書類 は40 ドの	事業の規制に関	商品投資事業者は、記載した書類を、営業類をに	b の欄 での欄	商品投資販売業者に対 一、業務及び財産の状況 を設した書類のと書類のは、 主義を表別がまた。 の関覧を義別がを行うの内で、 で、既運用経営投や販売するとは則を把握自己 責任原護を図るした。 責質を図るした。 で、現状では、 で、現状では、 で、現状では、 で、現状では、 で、現状では、 で、現状では、 で、関連にはを基本とでである。 で、関連にはを基本とでする。 で、関連にはを基本とでする。 で、関連には、 で、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	不点た制の応にかにろ検る商のであるかは、検 お内に年すらい時な イ顧覧自る・別の「以前」 おからに年すらい時な イ顧覧自る・別の「とま 存に・にてめ」をでいる。 一名 できり はいり おりに はいり おりに はいり かり できり はいり かり でき がった に かって から でき は でき は でいま で は いり でき は でいま で は いり でいま で は いり でい いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっ	b	応、	いわゆる私募商品ファン ドの書類閲覧大参の 除外について、校前し、 結論を得て、平成150R16			5008 5008163	オリックス俳	商品ファンドに 係る規制撤廃・ 緩和		3.商品投資販売業者がい 力ゆる私募ファンドとし からは成売した商品の関 ではについては顧客のより ではなくとも要望 はう措置することを要望 する。	農林水産省
	象からの除	9 会が年来 2 0	備え置き、顧客の求めに 応じ閲覧させなければな らない。	(欄の)通り	いわゆる私募ファンドとして組成販売したも願売したも顧客の関についてものではないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	別の問題ではなった。の。のの問題を関いてはならればられていると、ばしていると、ばしているでしてない。のとの表にははさいます。のとの表にははさいてはいいでは、ははさいでは、ははさいでは、では、ははさいでは、では、ははさいでは、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		欄内の(注意を含め、 では、 では、 では、 では、 できまでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	年度中に実施されることについて見解を示されたい。			5034 5034573	(社)リース ■ 業協会	商品ファンドに 係る規制撤廃・ 緩和		商品投資販売業者がいわ ゆる私募ファンドとして 組成販売した商品ファ関 ドについては顧客の対象としなくとも良いよう措置することを要望す る。	農林水産省
					商品投資契約において クーリングオフ規定を設 けているのは、商品投資 の仕組みが複雑であるた め、一般の投資家がその	回答においては「対応不可」とする理由の高品特性を受けて投資信託とのにて投資信託との比較も含めて見解を示して、		商品投資契約において、 クーリングオフ規定を設 けているのは、下のでは ンドが設資信託と異な り、証式法によっ な関示規制・販売規制に				5008 5008164	オリックス#	商品ファンドに (係る規制撤廃・ 緩和		4.投資家からの書面による契約の解除について、 投資信託とのイコール フッティングの観点、な らびに投資家の利益の観 点から撤廃を要望する。	
z0300	におけるク	ーリ 事業の規制に関	商品投資販売業者と商品 投資契約等を締結した顧 客は、契約約時交付書面を 受領した日経過するの 間、書面によりその契 の解除を行うことができ る。	С -	公住にない。 ・ はいます。 ・	を いい	С	を限り付きます。 を限りでは、 を限りでする。 が、出まま者の断をとかりです。 が、出まま者の断をとかりです。 が、出まま者の断をとかりです。 が、出まま者の断をとかりです。 が、に対してがに対しる。 が投後雨をでよりはるとが をでよりはる。 をはいまが投後であるよりの をでよりいたが、 をでは、これがです。 は、これがでする。 は、これができないができないができないができないができないがでする。 は、これがでする。 は、これができないができないができないができないができないができないができないができない				5034 5034574	(社)リース 員 業協会	商品ファンドに 係る規制撤廃・ 緩和		投資家からの書面による 契約の解除について、投 資信託とのイコールフっぴ うないがの観点、ならび に投資家の利益の観点か ら撤廃を要望する。	農林水産省
					個人投資家に販売されて いる現状において、クー リングオフ規定を撤廃す ることは困難。	にう特性があること 上記 ~ を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。		の商品プァンドの多くが 個人投資家に販売されて いる現状にあれて、 リングオフ規定を撤廃す ることは困難。				5063 5063060	(社)日本商品 投資販売業能 会			クーリング・オフ制度 (商品投資で係る事業等の 規制に関する法律第11条 規制に関発的時交付費 現式のたが見から起までの 10日を経過によりこそが 10日、書除をでの出 の解除を ある制度)を撤廃する。	

	_	(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)	 当室記入欄)	(最終回	回答欄)	(要望事項	欄)				
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 打 分類		規制改革 規制改 要望 要望事 管理番号 管理番	夏 要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z030016		商品投資に係る関連	基本通達により、商品 投資以外の投資として金 融商品を組み入れる場合	с –	商品ファンドは、投資家 から出資された財産を主 としてで得いた成連果を 配分ではではである。 記分ではいかの券、の対象と対等を担づいたが等を担づいた。 記分ではいるが等を担づいたが等を担づいたができませない。		回答にはいる。 回答にはいる。 ではいてはいる。 でいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 でいる。 のい。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい	С	「				5008 500816	₅ オリックス係	商品ファンドに 制 16 係る規制撤廃・ 緩和	j () ;	5.商品ファンドの従たる 投資対象となる特定資産 のうち、確定運用を目的 とする金融商品(預金む、 運用期間内に満期をむかは 運用の対象外と 組入比率も要望する。	金融庁農林水産省経済産業省
	からの預金等の適用除外	する法律第2条	の組み入れ割合を定めている。		合にはその組み入れ割合 を定めているもの。にいるもの。にいるものとうなりをでいるものに対しない。 をはい、商品投資にいる投資対象で運用を会融的ではが、 のでは、では、では、 は、では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		緩和することにより、商品ファンド性が薄れた場合に、ど考えず問題が生じるとは消費者保護上の問題等)。 上記 を踏まえ、平成16二年のでは、中ででは、10元年のでは、中ででは、10元年ので		金融商品等の組入比率を定めていたの間では、このでは、比率をでしたとのでは、との対象では、というでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない				5034 503457	₅ (社)リース 業協会	商品ファンドに 57.5 係る規制撤廃・ 緩和)	商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産の 資対象となる特定資産の うち、確定運用を目的と 可も金融商品期を 日期間内に満知を ることを 要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
													5008 500816	6 オリックス∰	商品ファンドに 対 16 係る規制撤廃・ 緩和	TAMES TO A FEBRUARY TO A FEBRU	6.映画ファヤの運用法 人の許業者が「特化した 資販売業者が「特化したが、 資販売業者が「特化したが、 受工を通用にし、子の許し、 会理用法人場合資本の報告 申請、子子にの資本の低額の 資本を撤廃し、資本の額額 が3百万円の有限会社で要 望する。	経済産業省
z030017	映画ファラムを 映画可人の投資を 東京子会販申低の のの際の のの際のの ののののののののののののののののののののののの	商品投資に係る事業の規制に関する施行令第7	商品投資販売業の許可を 得ようとする場合、資本 の額又は出資の総額は 1,000万円以上でなければ ならない。	С -	商品コアンドは、投資を お上ででは、投資を 同品コアッジされた資でに成った。 おいこでででは、 のでは、		回答では投資家保に護護ない。 一回答では投資家保されているが、望時では、許・ド、「保証のでは、からのでは、ないでは、からのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	С	本件は、親会社・子会 社、兼業・専設資与 わらず、の性質の見業 としてのなるとのでいるもののであるものでいるものである。 前である。 前である。 前である。 前である。 前である。 前である。 前である。				5034 5034577	₆ (社)リース↓ 業協会	事 6日ファンドに 57.6 係る規制撤廃・ 緩和	EX SELVAN SELVAN TO PROPERTY	映販売業の 中央 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	
	規制の撤廃		6.2 GV 10		投資すると、経過の場合では、対しては、対しては、対しては、対しては、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		ての具体的な対応策を改めて検討され、い。 上記 を踏まえた実施時期について、 を踏まえて時期について、 に示されたい。		点も踏まえれば、資本金の最低限度額を変更することは困難である。				5063 506307	(社)日本商 投資販売業 会			現に許元式の大学である。 数有資当にを該商業額す情との記述、大学の関す、対している。 は、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	金融庁経済産業省

_		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終	咚回答欄)	(要望	事項欄)				
管 コ-		該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 要望主体 管理番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z030	信託業務におけ る「実質代理店 の禁止」規定の 改定	金融機関の信託 業務の兼営等に 関する法律第5条 第21項 同施行規則第7条 の2、第7条の3 事務ガイドライン	関係3・3・3・3 長貝町川 店の禁止]では、信託業 を営む金融機関が代理店 して認可を受けていない。 より顧客の紹介を受けた。 会、当該紹介者において。 な今島地棚の留を現在を	ド関理務とも場当に	信託業のあり方に関する中間報告書」金融審議会第二部会報告》において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広、認める方向で検討を行うことが適切とされたところである。この報告を受け、平成15年度中の可能な限り早い民階には、作業が終		回答では、法整備の内容を踏まえ、検討を行う」とされているが、要望内容は、事務ガイドライン3・3・3を改定し、代理。行為まで土禁止するものではないことを明望する。まのではないことを要望する。まのではないこのよについての異体的な対応策を更に検討さ	h	「信託業のあり」(信託業のあり」(信託業のあり」(信託業のあ書、報告取り、(告問第二等記述のいいで、信行を関係で、一般では、る方で、一般では、る方では、る方では、る方では、る方では、る方では、ののでは、であり、法とことであり、法とことであり、これのでは、多方では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	信託業務における媒介代理業に関する規定の改定について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。			5008	5008170 オリックス㈱	信託業務における「実質代理店の禁止」規定の 改定		事務ガイドライン3 - 3 - 3を改定し、「代理」 「行為は禁止するが、「媒 介」行為までも禁止する ものではないことを明確 にすることを要望する。	金融庁
		何金取扱金融機関関係 3-3-3	は、重極機関の服存的知念 管業目標としている、顧客 の要請に基づかない紹介 行っている等実質的な代 店となっていないか確認 るものとする」としていると ろ。	理 す	案の提出に向け、作業が進められる予定。 本件事務ガイドラインについては、こうした法整備の内容を踏まえ、検討を行う。		れ、示されたい。 上記 を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。		いては、この結果を踏まえ、見直しの検討を行う。 ・ 但し、現時点は検討実施時期を明示することは 困難。				5034	₅₀₃₄₁₃₀ (社)リース事 業協会	信託業規制の改業(4)信託業 13 務における「実質代理店の禁止」規定の改定		・事務ガイドライン3 - 3 - 3を改定し、「代 3 - 3を改定し、「代 「為」は禁止するが、 「媒介」行為までも禁止 するものではないことを 明確にすることを要望す る。	金融庁
													5008	5008180 オリックス㈱	生命保険募集人が使用人に対して保険契約の申 18.1 込みをさせる行為を禁止する規定の撤廃		保険業法施行規則第23 4条第1項第2号につい 4条第1項第2号につい て、法人である生命保険 募集人民人には保険中立生会 が、使用人に対しみをさせ、 保険契約を禁止している 定を対除することを要望 する。	金融庁
z030	生命保険の構成 員契約規則の廃 止	保険業法第300分 第1貨第9号、規 第1進法施行規第 第234条第1項第 号、平成10年大 蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と 事集代保険を参募への観点 ですり、実等、と密決人の観点 ですり、実等、と密決人ので、 ですり、と密決人する。 で者も買いない。 で者も買いない。 で者も買いない。 で者も買いない。 で者も関いる。 では、またい。 をは、またい。 では、またい。 では、またい。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	と主点の 計道が	構成員契約規制の在り方については、規制改定)においては、規制改定)において「会融審議制の在り方に、引きとされるでする。 引きとされるとところであり、金融をところであり、金融をところであり、金融をところであり、金融をところであり、金融をところであり、金融をはいるととにあるとところであり、金融をはいるととにあるとところであり、金融をはいるととにあるとというでは、金融をはいるとというでは、現制のをはいる。		当該事項については「規制改革推進3が年計画(再改計で)」に基づるも平成を理解しているが、改善なでに実施でにことのでは16年度まで否につなめて検討されていた	b	構成しいでは、 構成しいでは、 構成しては、 を選挙を表する。 構成には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、				5018	5018010 三井住友海上 火災保険㈱	生命保険の構成 1 員契約規制の廃 止		企募生のは、 全等を を存す。 全等を を存れる をである をである をである をである をである をである をである をである をである をである である をでる をである をでる をでる をでる をでる をでる をでる をでる をで	金融庁
			一部の保険商品を除き 生されている。	禁	議会等の場において引き続き検討を行う。		l 10		か、金融番譲云寺の場で引き続き検討を行う。				5027	東京海上火災保険㈱	生命保険の構成 9 員契約規制の廃 止		規制を撤廃する。	金融庁
													5034	₅₀₃₄₂₈₀ (社)リース事 業協会	損害保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		保険業法施行規則第23 4条第1項第る2号に命保 大、法人である生命保険 募集人又は保険中立生立 が、使用人に対込みを1 保険契約の禁止してもさせ 定を削除することを要望 する。	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回]答欄)	(当室記入欄)	(最終	冬回答欄)		(要望事項標	1)				
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)		措置の 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300200	及び損害保険代 理店の登録なら	事務ガイドライ ン2 - 3 (生命 保険募集人の登	募集人登録、変更届出等 に後る手続きの簡素化に ついては、本年度にすで に業法改正、ガイドライン の改正を行っている。	d -	一ば務「るた募事に年募書も票よ生 一ば務「るこ。集項を更」という。 「本」では、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一		の集記」が募事に点も請広更不を更つ ・祭人載等で集項変はの書げ時要住しい(収入出 を具属代載ご録所とにより、加不とには人こので の中備す理にと申か」満募書も票よ生して登住代とまり、 の中間では、1、1の	d	登録中語 は、登録中語 は、、登録中語 は、、登録担否要はどにととでは、、との子のを行う集存 では、とと生のでは、とのでは、とのでは、できない。 できない ない はい かった は で で いった いい ない に で の で の で の で の で の で の で の で の で の で					5008 5008190	オリックス体	生命保険募集集 及び損害登録 関 19.1 理店変更手 の簡素化		大しのの平表るかる金人役出契集らい適こ募届るいる閣推命変下いる事理載用記本ら化人請抄類【と計制を開発した制度ので表す。 と計算を明確的では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	金融庁
							に代わる書類」を不要とせず、その選択肢を広げるに止まっている理由を示してもらいたい。							5034 5034290	(社)リース事業協会	損害保険・生年 損害保険・名(名) 保険に係(2) (名)) (名)) (名)) (名)) (本)) (名)) (名)) (名)	, ±	・応等置規(保更にてる事理載用記本ら化人請抄類【 との (保更にてる事理載用記本ら化人請抄類【 大したのの制再険等簡、。務店と大して要と集社で登る本の出来。 (保更にてる事理、任集し旨記命てのに要度度計す大したの変別有機等の素所、住理人生の数字をはなり方を推り人出すの乗記本。る要の田 際人正を155が要進で登出施業定集届化要募の「るあ不定月。に個は出成成たを建設が大した。 (保更にする事の場所を発表した。 (保証・) は、	金融庁

	(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答欄)	(当室記入欄)	(最終	終回答	闌)	(要望事項機	1)					
管理 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)		措置の 内容		規制改革 要望 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	が明以半女王寺県	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
銀行が販売する 保険商品の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	保険業法第275 条、保険業法施		- -	銀販拡推 銀販拡推 で で は で で で で の の る の で に は の の の の の の の の の の の の の		現定し取行の記し取行のあた。	b	銀行等による保品は、計画を 銀版売のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、					5008 5008230	オリックス(湫 23.1	銀住で、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	し高致 アラス化ガラ及ギカ戸省際裏に象し降られる仏芸	では、すると、 は、これで、 は、に、 に、で、 は、に、 に、で、 は、に、 に、で、 は、に、 に、で、 は、に、 に、で、 は、に、 に、こ、 に、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ、こ	- 金融庁
が () () () () () () () () () (行規則第211条がら第211条の3	かり (リ、保養な に会社 に会社 に会社 に会社 に会社 に会社 に会社 に会社		中に結論を得、」、とされては結論を得、」、とされては話する。であり、とされて成14年10月以降の実施ができ続き検討を行う。		向けた検討が行われておも、大きなでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		ものであり、具体のなすで、 は内臓ででは、 は内臓でが、 は内臓でが、 は内臓では、 は内臓では、 は内臓では、 は内臓では、 はのではのでは、 はのでは、 はのでは、 はのではのでは、 はのではのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのではのでは、 はのではのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのではのでは、 はのではのでは、 はのではのでは、 はのではでは、 はではでは、 はではでは、 はではではでは、 はではではではではではではではではではではではではではではではではではではで					5034 5034300	(社)リース ³ 業協会	30	損保制行宅長のに対と ・をは、3)を ・をは、3)を ・をは、3)を ・をは、3)を ・をは、3)を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を	日子 くうかんからほおかいかいほうぶ によかなるくえ	売月草、 であることには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	3 金融庁

	(回答欄)		(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項	剝)		
管理コード 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概要 その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容 制度の所管官庁
									5008 5008291	オリックス㈱	29.1 信託業規制の改 革	信託会社の解禁。 信託は銀行にのみ許されるものとすべきではなしい。参入要件を野人のを促すべきでの規制は銀行のあるような行政による強い監督規制を課すのではなく、と競争を同理としてルールを設ける。
z0300230 信託会社の解禁	信託業を営む場合につては、イ・信託業法にる免許取得、もしり金機関の完許を取得したの。機関の免許を取得したで業務の兼営等に関する法律	は、 議会第二部会報告)において、 いて、現在信託兼営金融 機関のみが行っている信 託業を金融機関以外の者 が行い得るようにするため、必要な制度整備を行 うとされたところであ				金融機関以外の者による 信託会社の解禁について 検討し、結論を得て、施さ 成150R16年度中に実改 れることについて見解を			5034 5034100	(社)リース事 業協会	信託業規制の改 10 革(1)信託会 社の解禁	・信託は銀行にのみ許さなれるものとすべきではない。参入要の参入を際の規にして信託業る。そのなの際の規制は銀行の監督規制とのではなく、と、競争をではなく、と、競争をではなく、と、競争をしてルールを設けるべきである。
	信託業を営んでいる者口・によって認可を受た金融機関のみとなっいる。	け 平成15年度中の可能な限				示されたい。			5100 5100120	東京都	特許権を運用する信託業会社への 一般事業会社等 参入の促進	現状では、生りのでは、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は

	(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回答欄)		_ (当室記入欄)	(最終回答標	闌)	(要望	皇事項欄)					
管理コード 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	計置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300240 信託代理店の針 行以外への開放	は、金融機関の信託	信託代理店については、 乗では ででででは ででででである。 でででは できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	a I	「信託業報の告話、 「信託業報の告話、 「信託業報の告話、 「信間第、をそ方適業系統 「行の向切務を 「でなる」では、 につるに では、 につるに では、 につるに につるに につるに につるに につるに につるに につるに につる					信託代理店の銀行以外へ、 の開放にではでいて検討し、 結論を得て、平成150R16 年度中にで見解をれごされた			5008	5008293 7	ナリックス(株	29.3.	信託業規制の改革	の現せすいめつ制て代しと信介託は規保べは本得集提る社で限撤	 ・ 在営ととたに規れ託博会のない場談き財旨のと携こ会あと廃でのないといこのは託等のない場合と表していると、会にのでは、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、銀合等では、の金のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
		ర .)	判断できるという。 目の制度とするころに とがある。この報告でいるとのを である。では である。平成15年度中の所要 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、					l 1 ₀			5034	5034120	社)リース事 業協会	12	信託業規制の改革(3)信託代理店の銀行以外への開放	融けこな	信託代理店も銀行等金機関しかその認可を受ることはできないが、うした競争制限としからない規制は撤廃し、今を促進すべきであ。	3
												5035	5035030 (社)信託協会	3	信託代理店に係る規制を緩和すること	務は施「ひ上す」「きし事こ」 廃緩	信託代理所 信託代理所 (信託性) (信託性) (信託性) (行規則) (行規則) (行規則) (行規則) (行規則) (行規則) (所述) (行規) (所述) (所述) (所述) (所述) (所述) (所述) (所述) (所述	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	回答欄)	(当室	記入欄)	(最終	(回答欄)		(要望事項標	剃)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室	からの最終確認事項 要望者意見を含む)	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z03002£	信託銀行への不信動産管理処分信託の解禁	では 金融機関の 管等 関する 法律	金融機関が営むこ来言むこま をきない で法 が できない でま で をきない で 不動 正 の で 活 に り 、	b II	金融機関に課されている。他業制限や金融機関を発達の関連性等を踏まえ、		平成 1 6 年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	金融機関に課金融機関に課金融機関に課金融機関には、主きを機関では、主きを受ける。では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、						5008 5008292	オリックス俳	·	言託業規制の改 <u>5</u>	3、 m で 春 し 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	処の行融な分れ経、託がで動が定し体のこら、全ていてな止離れ過制を産、競要行め、れにきが信た上と理、務施金を外に高いないというというというという。 おおもにはいいた かきがいた はいっとが にいい かられる にいい かられる にいい からない でいまい からい がい からい がい	
														l	5034 5034110	(社)リース 業協会	事 11 行	言託業規制の改 (2)信託銀 可の不動産管理 心分信託につい	3 = 1	・不動産処分信託事業に おけるキャパシティの拡 たと競争促進のために も、所要の要件を充たす 言託銀行に不動産処分信 托を認めるべきである。	金融庁

		(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回答欄)		_(当室記入欄)	(最終	回答欄)	(要望	望事項	欄)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の対		その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類		要望	東望事耳 管理番号	頃 要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
証券	・取引法上の	証券取引法第2条 第3項、証券取引 法第二条規定	適格機関投資家の範囲 は、内閣所令で列挙され の大事で加え、日 成15年3月及び6月毎 成15年3月及価証 送書提付会社で有価証 等の保有額100億円以上の		適格機関別いては、 適格機関別では、 適格機関別では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		回答では平成14年12月16 日の金融審議会第一部会 報告「証券市場の改革促 進」を根拠に対応不可と されているが、 要望内容に基づい、根強い現 場ニーズに表 る緩和を求めているもの		適格機関投資家の範囲の 拡大について、平成15年4 月1日に施行されたところ であるが、その検討にお でたっては金融体などに当 たって要望主がを行いる要望 ピアリング事事項も望され とされした結一般投資 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。				5008	500836	○ オリックス㈱	証券取引法上の 適格機関投資家 の範囲拡大	i ROB DI Di Di Di Di Di Di Di	適格機関投資家の範囲を を らに拡大し、事業法人 こついては保有信値証券 を のと引下げ、また、資力 を へと引下が、また、資力 に一定の制限(例:1億円 は、投資家につい例:1億円 に一定の制限(例:1億円 はを行った者については 適格機関投資家の 資格を がきるべき。	金融庁
	0囲拡大	する定義に関す る内閣府令第4条	事業会社、ベンチャー キャピタル公社、厚生年 会基金又は一定の届出 会基金を取庁長官に届出 音で金融等について、 機関投資家の範囲を拡 大している。		い、を格機資本現場である。 または、夢う場質がある。 個報報取、である。 個報報取、である。 である。 である。 の来る金融資質対応がを考します。 である。 機関等への対なができる。 であとき、 は関わっかができる。 は関わらいができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は関わる。 は関わる。 は関わる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は機質を可ができる。 は関わる。 はのがある。 はのがなのがなのがなのがなのがなのがなのがなのがなのがなのがなのがなのがなのがなの		であり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記 を踏まえた実施時期について登め具体的に示されたい。		た。 事業会社の更なる 拡大及りに、 がの過程等を がの適格等を がの適格等を がの適格等を がの適格等を がの適格等を がの適格等な がの適格等な がの適格機関家 の表別の がの。 がの適格機関な がの。 がの一を を がの。 がの。 がの。 がの。 がの。 がの。 がの。 がの。				5034	503432	_{.0} (社)リース事 業協会	証券取引法上の 適格機関投資家 の範囲拡大	i i i i i	動格機関投資家の範囲を をおに拡大し、有有 このにてはない。事業 このいてはない。事業 の金額制限を更に5億円程 を入と引下げ、また、資力 と対資家の制限(例:1億円 として、のでつけた上で、 は上)すった資家の 適格機関投資と が、は、 の資格を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	金融庁
z0300270 連月	月機関の株主	商法第232条	商法上、6ヶ月以上、総 株主の議決権の百分の一株 以上の議決権の一株		商法において、第2次年の 高法において、第2次年の 6、2次年の 6、2次年の 6、2次年の 6、2次年の 1、2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		回答では、信託銀行等が所有する株式について株主提案権を行使確立るとのできるとのできるとのできるとのできるとのできるとのできば音解を行うのは、投資節を行うのは、対策の保証を行うのは、提供では、対策の保証を行うのは、提供では、対策の保証を行うのは、提供では、対策の保証を行うのは、提供では、対策の保証を行いています。		・投資を持ち、は、法・大きの名信と 者に者に決する 関係人の表質を表示した。 大きなの名信と 大きなの名 のいるのなのに いるのに からない といるのに ない といるのに はいる といる といる といる といる といる といる といる といる といる と				5008	500837	○ オリックス㈱	37 運用機関の株主 提案	杉田	k主提案をできることを 月示してほしい。	金融庁
起300270 提系		j 2	主等は、株主提案権を行使できることが規定されている。	u	一 資顧問業法に規定してお らずとも、信託銀行、その所有とも、信託のできる株式について株主のでは、 資額問業者が、て不株主して株主提案権を行使できるよう。		決権の代理行使同様、提 案権も代理行使できるようにするでは、このにないにできるのい。このはのにのなめい。 対し、このがいできれたい。 上記 いな対示されたい。 上記 いま踏まえた時期につまれても含め具体的に示されたい。	u ·	在に間では、				5034	503459	₁₀ (社)リース事 業協会	3 59 運用機関の株主 提案	す ?? ま の !a た	信託銀行、投資顧問業 者が、顧客資金の運用に 5いて所有する株式の現 方会社に対して株主を ですることができる拠 かが明確でない。根拠 中では、"でる" は限定列挙されていない と し、株ましてほしい。	金融庁

	(回答欄)		(再検討要請欄)	(再回往	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄)	(要望	事項欄))				
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 措置の 措置の概要	他 各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 ; 要望 管理番号 ;	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
生命保険にお 20300280 る特定契約規		は、募集手数料を支払う 名目で、実質的に特定の 保険契約者に対して保険 料の割引と特別の利益提	回答では、 原集、 事集、 事集、 等をにししの をできる では、 名解で、 をできる でできる でできる でできる でできる でできる でできる でできる でできる でできる でできる でできる でできる のとされて をいる でできる ででを でできる でできる でできる でできる でできる ででを ででを でででを でででを でででを でででを でででを でででを でででを でででででででで	c	自己・特定契約の規制 は名字で製料を支持を 等集、実数的に持て保険 等で、著に対しの利 保険契割引と特別の 人性のな保険 性による不				5018	5018020	E井住友海上 火災保険(株)	2 生保特定契約規 制の範囲縮小	立 者 た す め	生保法人代理店が、関連 企業物件(特定古泰契 とする契約)を夢集し た場合、代理店手数料を 支払うことができないた が、「特定関係法人の範 田」を縮小する。] , : 金融庁 :
の範囲縮小	ライン2 - 2 (3)大蔵省告 示238号 を行うことがないよう指 導及び管理等の措置を講 じる必要がある。	集等が行われないように との趣旨から設けられて いるものであり、規制対	といるでは、 といるでは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を		集等が行われないように との趣旨から設けられて いるものであり、こうし た観点から特定関係法人 の範囲を縮小することは 困難である。				5027	5027110 東	夏京海上火災 保険㈱	11 生保特定契約規 制の範囲縮小		「特定関係法人の範囲」 を縮小する。	金融庁
生命保険代理 z0300290 <u>の</u> 乗合要件の	爰 余天威省古示弗 的には、2名以上の募集	C - めらわたものでもり そ	回答では、保険契約者保 護の観点から対 に対しているが者保護に関しては既が存の では既が多する選にとり、 では既がするの観点が存の では既がする選ばは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ので	С	生命保険募集人の乗合要件については、契約者の保護を図るという観点から、教育責任者、業務で理責任者を配置すること、このため最低2名の規				5018	5018030	E井住友海上 火災保険㈱	3 生保代理店の乗 合要件の緩和	と(会及具奏の部にフ	大理店が複数の保険会社と委託契約店店とない場所では、東合代一にはとなければならなければならればなりでは、東合代しなければならないでは、19年のでは、19年のでは、19年のでは、19年のでは、19年のでは、19年の後のは、19年の後のは、19年の後のでは、19年の後のでは、19年の後のでは、19年の後のでは、19年の後のは、19年の後のでは、19年の後のは、19年の後の保証をは、19年の後の保証をは、19年の後の保証をは、19年の後の保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年のの保証をは、19年ののの保証をは、19年のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	金融庁
πU	人がおり、且つ、そのうち 11号事務ガイド ライン2-1-(2) 得していなければならない。(但し、クロス特例 は1名)	の規制を撤廃・緩和する ことは困難である。	態規制を課す必と 接考える。なおる を課すの 規制は存在 は を改 が に が が に が が に が が に が が に が さ さ さ の に を さ め た い と の た い た い た い た い れ 、 に い た い た い れ た い れ た い た い た い た い た い た		模の代理店とすることが 必要であると定められた ものであり、その規制を 撤廃・緩和 難である.				5027	東5027120	夏京海上火災 保険㈱	生保代理店の乗 合要件の緩和	拜要	乗合代理店となるための 要件を撤廃する。	金融庁

	(回答欄)		I	(再検討要請欄)	(再回答	吟欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項欄)			
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 措置の 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号 管理番号 競理番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
法人である損害 経験代理店の を受更における 代理店登録の特 例	条、第277条、第 録されている法人から別 278条 の法人に代理店の業務が 承継される場合には、代 理店業務を承継する法人 が、代理店の新規登録年 請を行う必要がある(予	一定期間の登録猶予については、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録・制度の趣旨である保護の教育保護の観点に鑑要で、約者保護の観点が必要である。		回縁語に対して 一型 一型 で予に要と で予に要と で予に要と で予に要と で予に要と で予に要と で多様移、存どわ保にはの でである。 でのせ護しな、で対 でのもまたに向を約者像でである。 でのもまたにのせできるのは でのでるのは ででるのは にりのなり がが でのよめに向を約者像ででる でのもまたは ででるないででな ででるないででな でるるに向いのでる でるるに向いのでる でるるとにのは にいのでる でるるとにのは にいのでる でるるとに でるるとに でるるとに でるるとに でるるとに でるるとに でるのは にいのでる でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるると にり、 でるる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる	С	新設了を活動を 新設了を行っている。 ・す行うなる認実査と対する。 ・す行うなる認実査と対する。 が登確し、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、				5018 5018040 三并住友海J 火災保険㈱	法人である損害 保険代理店の報 総変更における 代理店登録の特 例	で非、さ 登別が、き施行 継併備 日録すを期が事でっのを活な存供れた、さ法転理人れず。べの時間にはいるでは、最近には、とる新る店法店れ承管集間業新了を等の人とも新る店法店れ承管集間業新了を等に人理の否か消一め、とる新る店法店れ承管集間業新了を等に人理の活力には、一個人の移住人・店の設定が動生を、にの予修店後事は、す定る工程人をが動生活を開放した。最近では、一個人の移住人中にの移倫教設では、一個人の移住、は、一個人の移行、と、は、一個人の移行、は、一個人の移行、は、一個人の移行、は、一個人の移行、は、一個人の移行、は、一個人の移行、は、一個人の移行、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	金融庁
	備登録はできない)。			に同けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。		⊙ ∘				5029 5029030 (社)日本損害 保険協会	法人である損害 保険代理店の組 3 織変更における 代理店登録の特 例	でき手の・ ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	金融庁
個人代理店であ る損害保険代理 店の店手が死亡 した場合の業務 の継承	条、第277条、第 278条 出表の 278条 となる。当該代理店の契約 用人が当該代理店の契約 者を承継する場合は、新 たに代理店登録申請を行	いては、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録 制度の趣旨である保険型 約者保護の観点に鑑みると、慎重な検討が必要で		登の問題を ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	С	登録拒否容明 はあ判断ではなりが、つ可登録に不要性になりが、つ可登記をしている人にを変しているとを変した。というではなる生になりがなり、これではなりがあり、これでは、1世紀のは				5018 5018050 三并住友海J 火災保険㈱	個人代理店であ る損害保険代理 ち店の店主が死亡 した場合の業務 の承継	急場代 用しい該店間録条承 の的))予続望 をする とは 要等 にの でに の で に の が に で に の で に で が し に で た に で に き が し に で た に で に き が し た で に き で に き で に か に で で に き で に で で に で で に で で に で で に で で に で で に で で に で で に で で で に で で に で で に で で に で で に で で に で で に で で に で で に で き で さ さ で で に で で で に で で に で で に で で で で で に で	金融庁
	わなければならない。	ある 。		スは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		保険契約者保護の観点から、措置困難である。				5029 5029200 (社)日本損害 保険協会	個人代理店であ る損害保険代理 店の店主が死亡 した場合の業務 の承継	一定の条件(店主死亡の場合の系継人を届け出ておくなど)の下で、店主死亡の場合に一定期間(具体の下で、場合にの場合には所令等で規定する)の承継代募進予を可能にしていませんだきたい。	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回]答欄)	(当室記入欄)	(最終	(回答欄)	(要望事項	闌)					
管理コー	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類	措置の 内容	規制改革 規制改革 要望 要望事功 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
		保険業法第302	代理店は、役員又は使用		一定期間の登録猶予につ いては、申請から登録ま での期間に募集が行われ		受の計 をこにく、も用けるはにが産 で予に要というのである。 で予に要というのである。 で予に要というのである。 で予に要というのである。 にでおり、の人にのるである。 で予に要というのでで適こ事理人には、でまり、のでは、できのずで適こ事理人で用いた。 で予に要というのでで適こ事理人である。 で予に要というのである。 は、で手し足格と由店をでいて、で用えいで用録いなはにが雇 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 での。 でのる。 での。 での。 での。 での。 での。 での。 での。 での		事後登録を認めた場合に は、募集から届出までの 間、代理店の登録拒否自由 に該当する恐れのある者				5018 5018064	,三井住友海 火災保険隊	6 (19	理店登録事項 使用人届)の 予期間設定		京田 で の で の で の で の で の で の で の で の で	金融庁
203003	20 (使用人届)の		人に保険募集を行わせる ・場合には、事前に当該使 ・用人の氏名等を届け出る こととされている。		ることになる以上、登録 制度の趣旨である保険契 約者保護の類点に鑑みで と、慎重な検討が必要で ある。		別の に 東 を に 東 を に を に を に を に を に を に を に に を に を に に に に に に に に に に に に に	С	に保険募集を行わせること 一、代理店を通ばより、代理店をは保険募集、代理店をは保険事業を担ける。 に損害契約者では、契約者を担ける。 態を招きから困難である。				5029 5029214	(社)日本損 保険協会	音 21 (信	理店登録事項 使用人届)の 予期間設定		一定の要件を満たす代数・ 一定の要件を適合(すすで、 一定の要件でで、「一定で、 一定の要件でで、「一定で、 一定の事件をできる。 一定の事件をできる。 一定の事件をできる。 一定の事件をできる。 一定の事件を表する。 一定の事件をできる。 一定の事件を表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	金融庁
z03003	保険商品等に関 する事情・届出	保険業法第123条	保険業法により、保険会 社には監督官庁に対する		各種申請の電子化につい ては、「金融庁 申請・ 届出等手続の電子化推進		当該事項については「規制改革推進3か年計画 (再改定)」に基づき、 平成15年度中に全で指置である。		「金融庁電子政府構築計 画」および「金融庁 申 請・届出等手続きの電子 化推進アクションブラ				5027 5027020	,東京海上火 保険㈱	災 ₂ 申記 子(請・届出の電 化		早期に電子データによる 申請・届出等も可能とす る。	金融庁
203003	90 等の電子化による手続の効率化	休快栗/広弗123分	「各種申請、届出手続きが 規定されている。	а	デクションブラン」に基 づき順次対応を行ってい るところである。		完了するものと理解して いるが、速やかに実施し ていただくとともに、具 体的な実施時期について 示されたい。	а	ジ』に基づき、15年9月の 運用開始を目指し順次対 応を行っているところで ある。				5029 5029070	,(社)日本損 保険協会	害 7 申请子代	請・届出の電 化		早期に電子データによる 申請・届出等も可能とす る。	金融庁

	(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答相	闌)	(当室記入欄)	(最終	回答欄)	(要望事項	欄)					
管理コード 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措置 分類 内容		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の概要 内容 (対応策)	規制改革 規制改 要望 要望事 管理番号 管理番	(革 項 5 号	規制改 要望主体 要望 事項番	規制以中安聖事項	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
企業向け保険商 z0300340 品の普通約款の		いては、法による認可又		弾力的な組換えが必要と なる企業向け損害保険商 品の普通保険約款のう		回答は 一部 一部 一部 一部 一段 一部 一段 一部 一段 一部 一日 一部 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日	с -	国内の契約については、 保険契約に関する知識や 交渉能力について知識会 社と格差のある中小零する 企業がであり、 きがであり、 もないでは、 ところでもあり、 もないでは、 をはいては、 をはいては、 をはいては、 をはいては、 をはいては、 をはいては、 をはいては、 をはいては、 をはいては、 をはいては、 をはいていては、 をはいていては、 をはいていては、 をはいていては、 をはいていては、 をはいていては、 をはいていていては、 をはいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて				5027 502703	東京 (1)	京海上火災 保険(株) 3	企業向け保険商 品の普通約款の 自由化	L	企業向けの保険商品については、すべて普通保険 いては、すべて普通保険 対款を自由化していただ きたい。	
自由化	A. M.	は届出が必要となっている。	· ·	ち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し措置済み。		同けの保険になる。 は、商品のは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では		約款に特別保険約款を除付す形式の保険契約を廃することは、これらの契約者の保護の観点から問題がある。				5029 502908)日本損害 保険協会 9	企業向け保険商 品の普通約款の 自由化	Ī	寺約自由方式の企業向け D保険商品については、 普通保険約款を自由化し ていただきたい。	수패수
商品の届出にお				事前審査は、保険契約者 保護の観点から行われて		回答で観点が出来る。 一個では、 一個では、 一個ででで、 一個でで、 一個でで、 一個でで、 一個で、 一面で 一面で 一面で 一面で 一面で 一面で 一面で 一面で		保険では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学				5027 502704	東京 40 f:	京海上火災 保険(株) 4	商品の届出にお ける事前審査権 の廃止	/ C I	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売のでは、 は可能にするという護等から、保険要約者保護が少ない商で問題が少ない高いでは、 の面で問題が当なに現たまに現ては、まに対しては、まに対しまに現で、 事前審査権を廃止する。	金融庁
20300350 ける事則番宜権の廃止	示、122宗、规划 8 3 条	則質的に認可制と同様、届 出内容を事前に審査が回 届出内容をの変更・撤回を 命じることができる みとなっている。		いるものであり、廃止することは困難である。		「行政手」 「行政手」 「行政手」 「行政手」 「行政主 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主 「行政主」 「行政主 「行政主」 「行政主 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主」 「行政主 「行政 「行政	с –	- については申請内容に応 にたるでは、 にした。 で行うでは、 を行うでは、 で行うでは、 で行うでは、 では、 で行うでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、				5029 502910)日本損害 K険協会 10	商品の届出にお ける事前審査権 の廃止	1	市場の変化に応じたタイムリーな保険を可能にするといる保険を可能にするとお子保育のででは、保険契約者の最高のででは、業にのでは、業にのは、またのでは、また	金融庁

		(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回答欄))	(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望	事項欄)			
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号	要望事項 要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
					左記要件 及び につい ては、法令上の規定とし ては十分明確なものと考 えている。なお、具体的 なケースにおいて疑義が								5027	東京海上火災 保険㈱	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化	上記要件のを確確ではできない。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 を	2 5 7 5 6 6 6 6 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
					あれい。 を		回答ない。 回答ないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		目論見書等の電子交付の 方法は様々な方法が考え				5027	東京海上火災 保険㈱	書面の電磁的方 法による提供等 における交付 ルールの簡素化	上記要件の を満端 を高端に を高端に を高端に を高端に できたい の を の で の で の で の で の で の で の で の で の で	ない。金融庁
z0300360	法による提供等	特定有価証券の	日流のでは、 日論発生のでは、 日論発生のでは、 関連を では、 関連を では、 関連を では、 関連を では、 関連を では、 関連を では、 関語を では、 関語を では、 関語を では、 関語を では、 関語を では、 関語を では、 関語を の当る論、 の当る論、 の当る論、 の当る論、 の当る論、 の当る論、 の当る論、 の当の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	そ他の め 欄とり	るは、 を は、 で は、 で で に に に で に に で に に で に に の で の に に の に の の に の の に の の に の の に の の の に の の に の の に の の に の の に の で の に の に の で の に の に の で の に の で の に の の で の に の の で の で の で の で の で の の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の で の で の で の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	は、現時点では	れるとの (1) 要件 規制には交付を であてにな交付を であてにな交付を であてにな交付を であてにな交付を であてにな交付を であているで には交付の でするであるが でするであるが でするであるが でするであるが でするであるが であるが であるが であるが であるが であるが であるが であるが	措の内容にいは現点は定 b	なお、要望にあるよつな 「ホームページアドレび目 論見書の閲覧にという 論見書の閲覧にという 記録をしての会話による とは可能であると考え る。 日全日書の5年間の記載	目論見書等の電磁的方法による提供における要件を明確化することについて、平成15GR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。			5029	5029050 (社)日本損害 保険協会	書面の電磁的方 法による提供等 における交付 ルールの簡素化	上記要件のを確確にしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしている。 をにしるでは、 をにしるでは、 をにしるでは、 をにしるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ない。金融庁
			3 .		ら最低限維持える。 いてと間に 取引 様に 対 の 表		とするようでは、 をするようでは、 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 につさいれてばきる。 にのさいれてばきる。 にのもながらのがたい。 にのはいされた。 にのは、 でのれたい。 にのは、 でのれたい。 にのは、 でのれたい。 にのは、 でのれたい。 にのは、 でのれたい。 にのは、 でのれたい。 にのいされた。 にのいる。 にのい。 にのい。 にのいる。 にのい。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのい。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのいる。 にのい。		約者に郵送する等で対 応」する方法等も含め、 金融書度に検討し、結論 を得る予定。				5102	5102460 (社)日本経済 団体連合会	書面の電磁的方 法による提供等 における交付 ルールの簡素化 (1)	証券を持ちます。 証券を持ちます。 証券を持ちます。 証券を持ちます。 証券を持ちます。 証券を持ちます。 でができる。 でができる。 でができる。 でができる。 では、ドレーなには、ドレーなには、ドレーなには、ドレーなには、とすが関係である。 では、ドレーなには、できる。 では、アレーなには、できる。 では、アレーなでは、できる。 では、アレーなでは、できる。 でいる。	双方 ジャ 司 5 3件4 全融庁
					光音になり情報機能がすべ うけい方として今日では、 き課題」とされていることから、金融審議会において平成15年度中に検討を行う予定。								5102	5102470 (社)日本経済 団体連合会		証券等に見書をいう 立す取別引法等に論見書等に決議等に論見書等に決議等に論見書等に決議等に決議等を表現表す。 可報告は一個のに対する。 は、5年間の記むすのでは、5年間の高さなのでは、5年間の高さながである。 は、5年間の高さながです。 は、5年間の高さながでする。 には、5年間の高さながでする。 には、5年間の高さなができる。 には、5年間のでは、1 では、2 は、5年間のでは、1 では、2 は、2 は、2 は、3 は、3 は、4 は、5年間のでは、2 は、5年間のでは、2 は、5年間のでは、2 は、5年間のでは、2 は、3 は、5年間のでは、2 は、5年間のでは、2 は、3 は、5年間のでは、2 は、5年間のでは、2 は、3 は、3 は、3 は、5年間のでは、3 は、3 は、4 は、5年間のでは、3 は、5年間のでは、3 は、5年間のでは、3 は、5年間のでは、3 は、3 は、5年間のでは、3 は、3 は、5年間のでは、3 は、3 は、5年間のでは、3 は、3 は、3 は、5年間のには、3 は、3 は、4 は、5年間のには、3 は、5年間のでは、3 は、5年には、3 は、5年には、3 は、5年には、3 は、5年には、3 は、5年には、3 は、5年には、3 は、5年には、3	なう 維 (*) 金融庁

	(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回	回答欄)	_(当室記入欄)	(最終回答	5欄)	(要望	望事項框	闌)				
管理 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置 分類 内容		規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	。 更望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
子会社の行う従 属業務に係る収 20300370 入依存度規制の	保険業法第106	保険会社が、従属業務を 営む会社を子会社とする 場合には、当該を子会社 は、主として子会社の営む 業務のためにその関るも 営んでいる会社に限る	b	従属業務子会社の収入依存存度規制においては、保険業務といいでは、保険業法とのでは、保険業法とのを保険を会社ののは、保険に関係を保険を会社ののは、のは、は、のでは、ののでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、ののののでは、は、のののののののの		当該事項については「規制改革推進3か年計画 (再改定)」に基づき、現在検討されているもの と理解しているが、平成	Ь	従属業務子会社の収入 依存度規制における収入 依存をの拡大について は、「規制改革推進3か 年計画」(再改定)さとと づき検討していくこと しているものであり、平				5027	5027060	東京海上火災保険㈱	子会社の行う従 属業務にかかる 6 収入依存度規制 の収入依存先の 緩和		収入依存先を、 子法人 等、関連法人等、及び、 当該保険会社に所属す る保険代理店にまで拡大 する。	
収入依存先の緩和	融广告示第38号	のとされ、「主として」 の基準は、保険会社及り その子会社からの収入の 額の合計額が総収入の額 に占める割合(収入依存 度)が、50%を下回らな いものとされている。	J.	一体に 一体に が が が が が が が が が が が が が		は存成しています。 は存在でに実施されることの可容について改めて検討され、示されたい。	5	は16年度までに実施ですることは日本では、16年度までに実施でいまた。 ことの可否についてすることは困難であるが、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討を行う。				5029	5029110	(社)日本損害 保険協会	子会社の行う従 属業務にかかる 11 収入依存度規制 の収入依存先の 緩和		収入依存先を、 子法人等、関連法人等、及び、 当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。	金融庁
				保険会会社の研究を表す。 保険会会社の研究を表する。 のの会の会会を表する。 のの会のを表する。 のの会のをもして点のという。 ののものがある。 ののものがある。 ののものである。 ののものである。 ののは、 の。 の。 の。 ののは、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。								5027	5027070	東京海上火災保険㈱	保険会社の子会 社等に係る業務 7 範囲規制の適用 対象範囲の見直 し		業務範囲規制の適用対象 を保険業法上の子会社・ 子法人等(=証取法上の 子会社)までとし、関連 法人等を除外する。	金融庁
保険会社の子会 社等にかかる 務範囲規制の適 用範囲の見直し	金融庁事務ガイ ドライン1-4-1	保険会社の子会社等には 業務範囲規制が課されて おり、事務ガイドラインで 保険業法上の子会社、子法 人等、関連法人等とされて いる。		ク働制務は を を は と を を と を を と を を と を を を を を を と を を を と を を と を と を と を と を を を に に に は と を を は た に に に に に に に に に に に に に								5029	5029120	(社)日本損害 保険協会	保険会社の子会 社等に係る業務 範囲規制の適用 対象範囲の見直 し		業務範囲規制の適用対象 を保険業法上の子会社・ 子法人等(=証取法上の 子会社)までとし、関連 法人等を除外する。	金融庁
												5033	5033150	(社)生命保険 協会	関連法人等に対 する業務範囲規 制の見直し		関連法人等を業務範囲規 制の対象範囲から除外す る。	金融庁

		(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回	回答欄)	_(当室記入欄)	(最終回答	欄)	(要望	事項欄)					
	管理 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	カー 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確 (要望者意見を含	措置の 措置の 分類 内容	D 措置の概要 : (対応策)	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
	保険会社の子会 社の業務範囲の 追加(保険会社 zo300390) 及び保険代理店	保険業法第106 条、保険業法施		с	保険会社の従属業務を行う子会社は主として子会社以立を 保険会社又はその行う業務のためにその 業務を言めないるとを 業務を行う業内でいるとを認め		回答子供的 では、 で会社であると、 で会社であると、 で会社であると、 で会社であると、 で会社であると、 で会社であると、 で会社であると、 でので心のると、 でので心のると、 をでいるが、 でので心のるいれると、 でので心のるのいれる。 でのでないないない。 でので心のるのいれる。 でのでないないない。 でので心のるのいれる。 でので心のるのいれる。 でので心のるのいれる。 では、 でので心のるのいれる。 でので心のるのいれる。 では、 では、 でので心のるのいれる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい	c	保険会社の従属業務を 行う子会社は、保険会社 の他業禁止の趣旨やク ループをしてのり主との 理の観点会が主及びそためも 会社の行う業分でにある その業務をとすることを				5027	5027080	東京海上火災 保険(株)	災 8 月 1	保険会社の子会と 会社の子会と 会社の業務保保と では、保険会理 にない では、保険会理 が、保険会理 が、保険会理 が、保険会理 が、保険会理 を は、保険会理 を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	第	呆険会社の子会社の業務 節囲として、「保険会社 及び保険代理店に対する 各種販売用具の斡旋また よ販売」を追加する。	金融庁
	に対する各種販売用具の斡旋又 は販売)		2 売用員の斡旋又は販売は 認められていない。		ているところであり、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売のみを行う会社を従属子会社とは慎重な検討が必要。		同期に表示されて、 一期に、 一部に、 一に、 一に、 一に、 一に、 一に、 一に、 一に、 一		- 認めているところである。従属業務子会社における収入依保険行規店を踏まえれば、保険代用店が対する板売用心に対す又は販売用心に社会を従属業権を受けるとは、慎重な検討が必要。				5029	5029130	(社)日本損害 保険協会	雪 13 月	保険会社の発展をはいる。 保険会社の業界に保険の子のの子のでは、 の子のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	· 華 乃 含	呆険会社の子会社の業務 節囲として、「保険会社 を関として、「保険会社 は保険代理店に対する と種販売用具の斡旋また は販売」を追加する。	金融庁
	z0300400 保険契約移転単 位の見直し	保険業法第135条	保険契約の移転において は、責任準備金の算出の 基礎が同一である保険契	b	責任準備金の保証を 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年		当該事項については「規制改革推進3か年計画 (再改定)」に基づき、 平成15年度中に結論を得るものと理解している	b	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部移転を認めることについては、「規制改革推進3か年計画」(再改定)に対していくこととしているもので				5027	5027140	東京海上火災 保険(株)	災 14 1	保険契約移転単 位の見直し	同音	責任準備金の算出基礎が 司一である保険契約の一 邪を移転することを認め てもらいたい。	수하는
			* 約の全部を包括して行わなければならないこととされている。		3か年計画 (年本) (年本) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年)		が、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。		あり、平成16年度までに 実施することの可否を示 すことは困難であるが、 責任準備金の公平な分割 に留意しつつ、検討を行 う。				5029	5029140	(社)日本損害 保険協会	雪 14 1	保険契約移転単 位の見直し	同語	責任準備金の算出基礎が 同一である保険契約の一 部を移転することを認め てもらいたい。	全融庁

	(回答欄)			(再検討要請欄)	(再回答	<u> </u>	(当室記入欄)	(最終回答	5欄)	(要	望事項欄	ij)				
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 措置の概要 分類 内容 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置 分類 内容		要望	華 規制改革 要望事項 号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
保険会社による 資産別運用比 z0300410 規制(いわゆる		に。 溶産別海田比索規制その	M. A	回率は、	С	保険会社での資産 間果 に変規制と、 に現制的では、年計 一切、は、年計 一切、は、年計 一切、は、年計 一切、は、年計 一切、は、年計 一切、は、年計 一切、は、年に 一切、は、年に で、現野で、は、日で、 で、現野で、日で、 で、現野で、日で、 で、現野で、日で、 で、現野で、日で、 のに定にこと、 で、現野で、 のに定にに、 のに定にに、 のに変にで、 のにで、				5027	5027160	東京海上火災 保険㈱	保険会社による 資産別運用比率 規制(いわゆる 3 - 3 - 2規 制)の撤廃	保 率	R険会社の資産別運用比 ^展 規制を撤廃する。	,金融庁
3 - 2 規制)の撤廃	行規則第48条 は総資産の20%以内等の 規制がある。	ものを廃止すること(保いすること)については、I 外に I 外に	Line 对 和 和 表 是 Rick of Line 为 才 Hinds	I A I S の 長		でに見する。 でに見ずる 当年 というでは ままま では では で で で で で で で で で で で で で で				5029	5029160	(社)日本損害 保険協会	保険会社による 資産別運用比率 16 3 - 3 - 2 規 制)の撤廃	货率	R険会社の資産別運用比 ² 規制を撤廃する。	,金融庁
「その他金融業 を行う者の業務 zo300420 の代理又は事務	第2項、保険業法第98余 の代理又は事務の代行 第2項、保険業法 (内閣府令で定めるも	るものであり、保険会社 が他の金融業を行う者の		回請業かとでは、 回請業かとがどいしたで、 でしたできるさとれて、 は、保険のでは、 は、保険のでででは、 は、保険のででででででいるできるできるできます。 は、保険のででででででいるできますが、 は、保険のででででででいるできますが、 でいるにが、といっででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	c	し、業保行う国体法 で、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、				5027	5027170	東京海上火災保険(株)	「その他金融業 を行う者の業事務 の代行」の認可 制の撤廃	<i>(</i>) 代 第	その他金融業を行う者)業務の代理又は事務の だ行」を保険業法第98条 記項第102号とし認可2 ととする。	金融庁
の代行」の認可制の撤廃	が行が知事51宗 の)を行めつと9 るとさい。 は、その内容を定めて、 金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	るときの認可を不要とす ることは困難である。	7 7 8 L 7 7 8 2 E C 9 7 4 B G	9 本語のでは、 1 である。 2 でがあいた。 1 でがあいた。 1 でがあいた。 1 でがあいた。 2 でがあいた。 3 でがあいた。 4 でがないた。 4 でがないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		社が対称をなる を				5029	5029040	(社)日本損害 保険協会	「その他金融業 を行う者の業務 の代理又は事務 の代行」の認可 制の撤廃	<i>(</i>)	その他金融業を行う者 業務の代理又は事務の だ行」を保険業法第98条 計項第1の2号とし認可で Eとする。	金融庁

	(回答欄)		O JUNETO VIERO (100 EV		(再検討要請欄)	(再回	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答	 	(要望	望事項欄)				
管理 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概 (対応策		各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置 分類 内		要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
代理店登録・届 出手続の電子化 z0300430 の早期実現及び	保険業法第276 書	面にて登録・届出申請 行う必要がある	各種申請の電子 ては、「金融庁 届出等ションプラ	- 申請・ 『子化推進	当該事項については「規制改革推進3か年計画 (再改定)」に基づき、 平成15年度中に全て措置 完了するものと理解して	а	「金融庁電子政府構築計画」および「金融庁 画」および「金融庁 請・届出等手続きの電子 化推進アクションブ度 大15年度末						東京海上火災 保険㈱	代理店登録・届 出手続きの電子 18 化の早期実現お よび手続きスケ ジュールの短縮		登録・届出手続きの電子 化の早期実現を要望する とともに、登録・届出日 の指定を認める。	
手続スケジュールの短縮	9 72 - 9	13 3 2 2 3 3 3	づき順次対応を るところである	行ってい	いるが、速やかに実施していただくとともに、具体的な実施時期について示されたい。		までの運用開始を目指し順次対応を行っているところである。				5029	5029181	(社)日本損害 保険協会	代理店登録・届 出手続きの電子 18 化の早期実現お よび手続きスケ ジュールの短縮		登録・届出手続きの電子 化の早期実現を要望する とともに、登録・届出日 D指定を認める。	全融庁
₂₀₃₀₀₄₄₀ 代理店登録・届 出日の指定	な存代れど録の承理 保険業法第276条 金融庁事務ガイ	人代理店が人と合併した。 は他の人とな新設分合まで、 現店部門がある場合を 理店が新設分合まで、 現店部門がある場合している場合にでいて、 現に代いて理店人の業務、代人にのよって、 できた人に代する場合にする場所が、 はされるようにする場所が、 に代理のから、 には、 に代理のから、 には、 に代理のから、 には、 に代理のから、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	ー定期間の登録 いては、間での期間に募集り でのまとにを となるであ	ら登録ま が行われ (上、登録	回答では、定期間の登にの登にの上では、下途域がある。 一定期る保護を実施するではのでは、では、一定期間の登にのの場合を実施する。 一定の場合を実施をはないではのでは、では、では、では、では、では、では、では、ではなってはなってはなっている。 を登録を事項によって、は、自動のでは、3かには、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	c	代理店登録や届出出は、計画語は、計画語は、計画語は、計画語は、計画語は、計画語は、計画語は、計画語				5027	5027182	東京海上火災 保険(株)	代理店登録・届 出手続きの電子 18 化の早期実現お よび手続きスケ ジュールの短縮		登録・届出手続きの電子 化の早期実現を要望する とともに、登録・届出日 の指定を認める。	金融庁
шиолис	い個し時と用者た	う(予備登録はできな)。 人代理店に主が死亡 た場合には登録がたした点で代理店では、登録では、 当該代理店のは、登録がよの使力 なるが、当該代理店のは、 大承継年のは、 を代理店登録申請を行なければならない。	制者保護の観点 と、慎重な検討 ある。	に鑑みる	代理店登録やってはいました。 電子化によっているの心策されたい。 を踏まえ具体的な対応できれたい。 上記を踏まえた実施時期についてよるの時期についてよるの時期についてよるの時期に示されたい。		等の観点が保険が要なとは 期間を廃止する。なおいて がである。なおいて がデラインに音が見いいて は、代理店が希望すると 録日を配慮の上行う となっている。				5029	5029182	(社)日本損害 保険協会	代理店登録・届 出手続きの電子 化の早期実現お よび手続きスケ ジュールの短縮		登録・届出手続きの電子 化の早期実現を要望する とともに、登録・届出日 の指定を認める。	
損害保険セーフ z0300450 ディネットの在	は 場 保険業法第241条 険	行の契約者保護制度 、保険会社が破綻した 合に、責任の支払のために積 金等の支払のために積	損害保険に関す 保護制度に関う 制改を 制改を 事での を を りいうとを りいうとを りなった も	NTは、規 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	当該事項については「規制改革推進3か年計画 (再改定)」に基づき、 現在検討されているが、平成 と理解しているが、平成	b	損害保険に関する契約 者保護制度については、「規制改革推進3か年計画」(再改定)と基して 検討していくこととのでより、マスには、「ないるでは、「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない				5027	5027190	東京海上火災 保険㈱	損害保険セーフ 19 ディーネットの 在り方の見直し	The street of th	迅速な破綻処理による社 会的コストの削減及び契 的者保護の充実の観点か ら、破綻後一定期間保険 をの支払保証を行う支払 保証型の保護機構にス キームを変更する。	金融庁
リカの見直し	サ 一 険	立てられる準備金)を 定割合まで補償し、保 契約の継続を図る仕組 となっている。	趣旨を踏まえた 直とされていると とされていると り、保険踏まえ 観点を踏いく必 報っている。 考えている。	討する」 :ころであ fの保護の :がら、検	16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。		を見るにという。ことであった。 は日難であるが、保険契約者の保護の観点を踏まえながら、後割していく必要があると考えてい。。				5029	5029230	(社)日本損害 保険協会	損害保険セーフ 23 ティーネットの 在り方の見直し	1 1	迅速な破綻処理による社 会的コストの削減型で 対象で変数にか の名保護の元実の観点か ら、破綻後一定期間保険 金の支払保証を 保証型の保護機構にス キームを変更する。	金融庁

	(回答欄)				(再検討要請欄)	(再回	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答	闌)	(要望	事項欄	1)					
管理コード 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号	要望事項	要望主体	規制改革 要望 事項番号 (事項名	即 別	表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
複数の保険会社 等による従属業	保険業法第106 条、平成14年金	保健会社が、従属業務をる 営む会社な子会社会社会社会によりまされる。 は、しての子会社の営設をは、 は、はその子との業のである。 業務のためにそれて限る	保険業法上、福利厚生、物品購入、務を営む会社の の従属業務を営む会社のついては、保管やグループ としての現えク管理といての親会社としての親会社と大変になる社のを管理といる。 一体性を持つものに		回答でなまれた。 一個等等を強力に対するという。 一個等等を強力に対するという。 一個等等を強力に対するとのでは、まれていまなのでは、よれていまなのでは、よれでは、まれていまないでは、まれていまないができる。 一位では、まれていまないがでは、まれていまない。 は、一般では、まれていまない。 は、一般では、まれていまない。 は、一般では、まれていまない。 は、まれていまないます。 は、まれていまないます。 は、まれていまないます。 は、まれていまないます。 は、まれていまないます。 は、まれていまないます。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまする。 は、まれていまななななななななななななななななななななななななななななななななななな		事務室 新春				5029	5029020	(社)日本損害 保険協会	複数の保険 等による役 第子会社等 有	属業	い ⁻ 業務 た都 う	司出資会社の業務につ ては、当該会社の当該 院に係る別人の額に当 出資の割合と乗じて得 額を総収入とみなした えで収入依存度規制を 用する。	後 á 身 金融庁
務子会社等の保 有	宗、平成14年並融庁告示第38号	のとされ 「士として、	ではなられているものであり、 を対して認められているものであり、資本関係のない複数の保険会社等による従属業立む会社を共しているでいまったというしたというしたを対している。		のよって は なって を は を は を が は を の で を で に で を で に で を で に で に で に で に で に な に な に な に な に に な に に な に に に な に に に な に に に た に に た に に た に に た に た に た に た に た に に に に に に に に に に に に に	b	実限のになっている。 実限であり、 にもかられてした制である。 を対してものがられていた。 を対している。 を数の一様で会社である。 を数の一様で会社である。 を数の一様で会社である。 を数の一様で会社である。 を数の一様で会社である。 を数の一様で会社である。 を数の一様で会社である。 をであり、た様のである。 であり、た様のである。 であり、ことである。 をは、またののとは、 をは、またののとは、 をは、またが一でも、 をは、またが一でも、 をは、またが、 をは、 をは、またが、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは				5033	5033040	(社)生命保険 協会	保険会社の 社等における 人属 大統領 人緩和	る従 る収	の ⁻ 存が の (共)	属業務を営む保険会社 実務を営む保険会社 支規制を緩和し、複数 保険会社や金融機関の 司出資による従属業務 社の設立、保有を認め	で 対) 金融庁
保険会社本体に		保険会社は、保険の引受 け等の固有業務(保険業 法第97条)のほか、当該	保険会社の「その他付随 業務」の取扱いについて は、平成14年4月4日付け で事務ガイドラ業子のが、装 発行が、当項の「場別を 法第に対し、14年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3		回答では、他性業禁業単位の経にに場合では、には、に指すの影響には、に関する場合の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表		介護・福祉業務についのでは、 では、実務に対象では、 では、実務に対象ではなな。 では、実務ではなな。 ではなな、 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで				5029	5029060	(社)日本損害 保険協会	保険会社本 6 よる介護・ 業務の遂行	福祉	ラ:	保会社本体でのケアプ ン作成業務等介護・福 関連業務を認める。	
20300470 よる介護関連業務への参入	保険業法第98条	業務に付随する、法第98 条第1項各号に掲げる業務 その他の業務を行うこと ができる。	当該業務について、保		と親に存在をいる。 を現たでは、 を表している。 を表している。 を表している。 を表している。 をいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいまできる。 に対して、 をいて、 をいて、 をいて、 をいて、 をいて、 をいて、 をいて、 をいて、 をいて、 をいて、 とのままが、 でいまる。 とのまた、 でいまる。 にのまるでをいて、 をいて、 とのまして、 をいて、 とのまた、 でいまる。 とのまた、 でいまる。 とのまた、 でいまる。 とのまた、 でいまる。 とのまた。 でいまる。 とのまた。 にいまる。 とのまた。 にいまる。 とのまた。 にいまる。 とのまた。 にいまる。 とのまた。 とのま	c	- ある。				5033	5033090	(社)生命保険 協会	保険会社本 9 よる介護関 務の解禁		務 サ・ 調	険会社本体での介護業 (居宅介介護 (居宅介介護に関する で・分析・助言等)の 施を可能とする。	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答標	闌)	(要望	2事項	闌)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類		要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
20300480	保険会社の子会	行規則第56条の2	保険会社の子会社が行う こことのできる業務に、不 動産投資顧問業は認めら	С	不動産投資顧問業を保険 会社の子会社業務とする - ことについては、本業と		・回答は、		不動産投資顧問業を保 検会社の子会社業務と を記さにおける会社における会社における は、おすの長期保存・得る により資料収入を得るによりにより により資料収入を得ること				5033	5033030	(社)生命保険 協会	3 A	保険会社の子会 社による不動産 投資顧問業務の 解禁	持該で	保険会社の子会社、保険 持株会社傘下子会社で承 忍を受けずに行うことの できる業務として不動産 投資顧問業務を認める。	金融庁
	解禁	イン第二分冊1- 4-1(2)			の親近性が薄いこと等から慎重な検討が必要。		保険行うが関係である。上期につまるという。 保険行うないる。 はい)す実際である。 大変にの、 、での、 はい、 大変にの、 、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 、 大変にの、 大変にの、 大変にの、 、 大変にの、 、 大変にの、 、 大変にの、 、 、 大変にの、 、 、 大変にの、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		とを目的としたものが中心であり、一般の不動産業とは親近性が高いもとはまないこと等から、慎重な検討が必要。				5102	5102450	(社)日本経済 団体連合会	45 A	保険会社の子会 社による不動産 投資顧問業務の 解禁	こ持該て産	保険会社の子会社で行う ことができる業務、保険 特株会社傘下子会社で承 認を受けずに行うここへ動 できる業務として、不動 を投資顧問業務を認める いきである。	: : : : 金融庁
20300490	保険会社の経営	保険業法第118条	保険会社が経営破綻した 場合、一般勘定、特別勘	b	保険会社の経営破綻時に おける特別勘定の保全に ついては、先取特権の対		・回答を増加しては、かられるは、かられるは、かられいでは、かられいでは、かられいでは、かられいでは、かられいでは、かられている。 これでは、かられている。 これでは、から、大きいでは、のは、では、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは		保険会社の制造定ので属を はおけてるもうは、るりにこれでは、 はなりでは、 はなりでは、 はなりでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はなな。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな				5033	5033050	(社)生命保険 協会	5 私	保険会社の経営 破縦時における 特別勘定の保全	の 関 相 10	時別勘定については、そ D財産的性格の相違、保 検会社における負債性の 間違から、保険業法の 00%の保全が行われる。 う、保険業法に必要な手 当てを行う。	金融庁
	持別勘定の保全	T. C.	定とも同等に取り扱われる。		象資産の特定性の問題等 を踏まえ、引き続き幅広 い観点から検討を行う。		()企業年制がにおいて保全する ・企業保持いため、資コ図ら、 ・保保いため、資コ図ら、 ・保保がいたが、では、 ・投保がいたが、では、 ・投行が、では、 ・力でがが、でいますがが、でいますが、でいまな、 ・大のでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、 ・たのでは、		区分されているからといっな総時においてではないって保証が保全されるものではないにとか、保険とはそのに信むないことが、保険とはそのは、保険とはというでは格がしているのとのは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の				5102	5102480	(社)日本経済 団体連合会	48 私	保険会社の経営 破綻時における 特別勘定の保全	に 金 す に	保険会社の経営破綻時 に、特別勘定の責任準備 会を100%保全することと すべきである。このため 、保険業法上の手当て と行う必要がある。	金融庁

		(回答欄)				(再検討要請欄)	(再回		 当室記入欄)	(最終	回答欄)	(要望事				
管理 コード	項目名	該当法令等制度の現状	措置の 措置 分類 内	の 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 引 分類		規制改革 規制 要望 要望 管理番号 管理	牧革 事項 要望主体 番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
												5034 503	₀₈₀ (社)リース 業協会	賞金業法の改 等(4)保証契 約書面の交付に ついて	必要であり、さらに契約	金融庁
				貸金業の規制等に関す る法律においては、業者								5101 510	050 アイフル㈱	貸金業の規制等に関する法律 に関する法律 17条第3項及び 同条第3項に定める事項の整理・統合	項に定める事項におい て、法第17条第1項に	並 例31/丁
z030050	保証契約前・保証契約時書面交 0 付義務の緩和、 記載事項の簡素 化	し関する法律第一時における保証人 17条第2項 スペランギャの書面	こ対す	と保証人と問題ない。 と保証人と問題ない。 と保証人と問題ない。 との問題とは、 との問題を といる。 えいるのでは、 といるのでは、 と	改正法施行後 年を制定と 日を は 日が で で 者 で で 者 で は に で は に に に に に に に に に に に に に に に	平成 1 6 年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	いわゆる実施問題の 「特別を実施した及には 「大きを業機制を発生した及び、 「大きを実施を発生した及び、 「大きを実施を発生した及び、 「大きな、 「、 「大きな、 「大きな、 「大きな、 「大きな、 「大きな、 「大き、 「大き、 「大き、 「大き、 「大き、 「大き、 「大き、 「、 「大き、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、				5101 510	のの アイフル帯	貸金業の規制等 に関する法律 17条第2項書 17条第2項書 名書載内容整理 (同法第3項 第14条第3項 1号の削除)	亏(以下・詳細書)という)の2種類となっているが、このうち概要書の規定を削りする。または削除したるまで、詳細書の	3
				金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目近を加え、必要な見直しを行うこととなっている。				れる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定				5101 510	アイフル 像	貸金業の規制等に関する法律等17条第3項によの書面記載事項の整理(同法施行規則第14条第2項第10号の削除)	る 法第17条第3項により交付 義務のある書面記載事項	수패수
												5101 510	アイフル 俳	貸金業の規制等は に関する法律に 17条書の 名書理 の整理 ・統行規 の (同4条・統合 り の整理・統行 り 第4条・統合 り	係る契約に基づく債務の 残高の総額)と同号司 (貸債務の残高及びその 対別のである。	金融庁
												5101 510		貸金票の規制制 に関係を 17条第の 17条第の 17条第の 17条第の 17条第の 18年 17条第 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年	法第1/1示第4項後段に成決する記載事項の簡素化を図る。具体的には、同条同項第1号乃至第3号、施行規則第13条第1項1号子 アバロ程序の記載中容に	金融庁
												5101 510	100 アイフル 物	貸金業の規制等 に関する法律第 17条第4項の一 部見直し	ける代表者保証」に限	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄	J)	(要望	事項欄)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	規制改革 要望 事項番号 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
	协应	信託業法 金融機関の信託 業務の兼営等に 関する法律	産」、「土地及びその定 着物」、「地上権及び土	る ii l S た こ ii す で	「信託業なのあり」 「信託業のあ書」、「信託業のあ書」、「会議会にの書」、「会議会の信と等のの書とのできる。「理話をはい知的産産権をのできる。」 「他財政をはい知的産産権をのでいます。」 「他財政をはいれています。」 「他財政をはいれています。」 「他財政をはいれています。」 「他財政をはいまする。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいます。」 「他財政をはいまする。」 「他財政をはいまする。」 「他財政をはいまする。」 「他財政をはいまする。」 「他財政ないまする。」 「他財政ないまする。」 「他財政ないまする。」 「他財政ないまする。」 「他財政ないまする。」 「他財政ないまする。」 「他財政ないまする。 「他財政ないまないないないないないないないないないないないないないないないないないない					信託業法における受託財産制限の撤廃について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。			5035	5035110 (社)信託協会	信託業法におけ る受託財産制限 の撤廃	信の銭債其土れ・体な可	現行の信託業法では、こと は、この信託業はである。金金地が引産証券、土地権限 は、定のでは、土地権限で、地に相等のでは、 は、定ででは、地に相等のでは、 は、定ででは、地に、 は、では、では、 は、 は、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	金融庁
			地の賃借権」の6つに限定されている。	t _e	も、平成15年度中の可能 に限り早い段階での所要 の法案の提出に向け、作 美を進める予定。								5102	5102420 (社)日本経済団体連合会	信託業法におけ る受託財産制限 の緩和	財ど能	許権、著作権等の知的 産権、建物の賃借権な 財産権一般を受託可 財産として明記すべき ある。	金融庁
資信 販売 て、 z0300520 た投 証券	を 全ての上場し 設資信託受益 等及び投資証 り取扱制限の	証券取引法第65 条第2項 同法施行令第17 条の3	・J-REITを含むETF以外の 上場した投資信託受益権 に可いては、依然として 取扱いが制限されてい る。・ETFの受益証券について は、顧客が銀行で売却す る場合は、した受益証券に 限定されている。	たてたこ則帯・指端末立ナゴ金貝耳者	登録等に表示を出ている。 登録等に表示を出ている。 を記している。 をこしている。		回答のが表示されている。 回答のが表示されている。 ではからいて主路ないでは、 をでのが表示をできる。 では変をのできるが、 をできるが、 をできるが、 をできるが、 をできるが、 でいなが、 でいるが、 でいなが、 でいるが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、	b	受ける。 登録等のは、 を主になっている。 では、 を主になっている。 を主になった。 を主になった。 を主になった。 を主になった。 を主になった。 を主になった。 を主になった。 を表と場と、 をないをものする。 ののの機と、 ののの機と、 でののの機と、 でののの機と、 でのののがし、 でのののがいる。 でのののがいる。 では、 でのののがいる。 でのののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でののがいる。 でいる。				5035	5035120 (社)信託協会	銀行にお等けるるない。 銀貨売業・Rた託の信託業・Rた託の信託業・Rた託のにもでいた。 上投資企投資券の原本を対象をできるし、上投資を投資券の原本を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象と	益取RF託券でい・動投つ売る等で該買ぎ定・び観投務投い	最近 ・ 工 ・ 工 ・ 工 ・ 工 ・ 工 ・ 工 ・ 工 ・ 工	金融庁
									мен или с LLI / С С С 7 00°				5102	5102430 (社)日本経済 団体連合会		い 場 む 託	行の窓口販売業務にお て、J REIT(上 不動産投資信託)を含 全ての上場した投資信 受益証券の取扱制限を 廃すべきである。	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	回答欄)		 当室記入欄)	(最終	回答欄)		(要望事項欄						
管理 コード	項目名	該当法令等 制度の	現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類		措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要 (事項音	望事項 分	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
															5101 5101010	アイフル(株)	貸金業の に関する 1 17条の項 加・見直し	法律第 目追	- 法し時たすにと新定に	状の法第17条第1項を 個別契約の締結時ると結 第17条第結時ると結 東東東東領にのの締項を での法第記項として での法第に、 での表第に、 では表第3では では を では では では では では では では では では では では では では	金融庁
					債務者が自己の債務の 内容を正確に把握し、借										5101 5101020	アイフル(株)	貸金業の に関する 17条第11 2 2 3 引関・2 3 引 係 の 4 1 し 見直	は 算及び ジライ 3 取 三常化	きくの内ガでの	包括契約を締結したと しと「包括契約に基づ」 貸付けを行ったとき」 場合に交付する書頭の 容を可確にしの取扱い はなく、法第17条第1項 改訂若しては新たに政 令にて制定する。	
z0300530	貸金業者の包括 者の包括 数度資本 受交付 で で で で で で で の 見 直 し し で の に で の に で り で り で り で り で り で り で り で り で り で	資金素の規制等 「日本の	し条1付 ガ包及く、、る付のの性 た第3義 ド契当付のの面る面務、 た第3義 ド契当付のの面る面務、 手頭に務 ラ約該けい内をこはの弁 である。 のが表する。 のがある。 のがもの。 のがも。 のがも。 のがも。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 のがも。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 ので。 のが。 のが。 の。 のの。 の。 の。 の。 の。 のが。 のが。 のが。	を の 欄の 通り	入れ、子では、 ・弁に関する。 ・弁に関する。 ・弁に関する。 ・会に観点が当該のの ・のの ・のの ・のの ・のの ・のの ・のの ・のの	る予定であるた め、「措置の内	平成 1 6 年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	「置概要欄の()参題「法でるつ目必とにい (をれてるつ目必とにい (をれてるつ目がとにい)(をれている。 注目る	中 を 要 を を を を を を を を を を を を を					5101 5101030	アイフル(株)	貸金業の5 に関する3 17条分割 3 いまででして に基づけを1 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	は 律書に が が が が に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に に が に に に に に に に に に に に に に	(貸事条条し不約可る年	務がような。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		計画の参名と見る	体的、明確		無 () () () () () () () () () (置の内容」について 詩点では未定					5101 5101040	アイフル(株)	貸金 (は 律書に が が が が に に に に に に に に に に に に に	条付括付項形事り1又け、項書のる略の名電載、事2の事りい、契	登録商標又は包括 約に合意した特定事項 記載する。 契約番号を記載す	

	(回答欄)		_(再検討要請欄)	(再回答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄)	(要望事項欄)		
管理 コード 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 措置の 措置の概要 (対応策) そ	その他 各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措置の 措置の概要 分類 内容 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置の概要 分類 内容 (対応策)	規制改革 要望 要望事項 要望主体 管理番号 管理番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容 制度の所管官庁 等
貸金業者による 20300540 交付書面の電子 化	貸金業規制法第17条で は契約締結時におする債 後金業の規制等 に関する法律第 17条、第18 優務弁済時における債務を を第11万条、第18 優務弁済時における債務を を第11万債務	を中心に規定が追加され 改正 たところ。 3 年を[い上の経緯に加え、貸 で検討で 助 機の 金業者による書面交付を る予定] 巡るトラブルが現に発生 め、「打	『であるた されることの可否につい 「措置の内 て改めて検討されたい。	いわゆる「ヤミ金融間 題」を契機制制法以 注金で正法附関の 資金正法附別。 法の、新金製制制法にに方 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、			5101 5101110 アイフル(株)	貸金業の規制等 に関する法律等 148年 1 1番単四	法第18条第1項の受取証書 の交付方法を書面だけに 制限するこ意が有る場合 に限りるこ意が有る場合 に限り、経済を無いた 電磁的方法により、議定 記載した場合により、経常に 提供した場合において は、含さといることを追加する。
	者・保証人に対する貸金 業者の書面交付義務を、 それぞれ規定している。	する中で、債務者・保証 人保護の重要な位置時代 付義務は重要な位置等付け にあなる。 なおよ及び出資法の改正 法解則」において、貸金業 規制法及び出行、第金業 制度を施行後3年を目途を して検討を加えこととなっては、検討を行うこととなっている。	こついては	(注 い。) を 参照 (注)改正法施行後3年 を目途として検討が行われる予定であるため、 「措置の内容」について は現時点では未定			5101 5101131 アイフル㈱	貸金業の規制等 に関する法律第 13 24条第2項債権 譲渡等の規制の 一部見直し	書面による通知方法以外にも、電子メール若しくはATM画面等による通知を可とする。
生保募集人事務 の簡素化	募集人登録、変更届出等 に係る手続きの簡素化に ドライン2 - 3 関係 にがる手続きの簡素化に ついては、本年度にすで にガイドラインの改正を 行っている。	は、券集人が所属する争 務所の記載を、代理店の 「木庄・等の記載に代え					5027 5027100 東京海上火災 保険㈱	生保募集人事務 の簡素化	事務所登録の完全削除金融庁
商品認可および 商品認可および 内容を必 の書面での提 示・透明性の向 上	123条~第125条 対する審査基準は、保険	る。また、損害保険商品 d - の審査基準については、	回請の は が届 は が は で が 届 の が 届 の が 届 の で が 届 の で が 届 の で が 日 の で が 日 の で が 日 の で か で か で か で か で か で か で か で か で か で	認可申請の却下、属出出のの書の却行うと所になる。 をことは分の理と可える。 で行うとは分の理と可える。 で行うとがいる。 でいるでは分の理と可える。 でいるではいる。 でいるではいる。 でいるではない。 でいるが、 でいるが、 の必要を認めないい。			5027 5027130 東京海上火災 保険(株)	商品認可および 局出に係るび投由 の書面でもよび提中 の書・透明性の向 上	金融庁が保険商品の認可 および届出に係る処分を 行う場合には、当該処分 の内容およびそ書面による 根拠について書面による 提示をおこなうよう義務 付ける。

	(回答欄)		(再検討要請欄)	(再回答欄)		(最終回答欄)	(要望事項欄)			
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策)	その他 各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措置の 措 分類 内容 (置の概要 当室からの最終確認事項 対応策) (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策)	規制改革 要望事項 要望主体 管理番号 管理番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 別	表番号 具体的規制改革要望内容 制	制度の所管官庁 等
z0300570 保険募集の総代 理店制度の創設		貴任や総代理店(保険会	当該事項については「規制改革推進3か年計画 (再改定)」に基づき、平成15年理解といこに結合を得るもの成16年度の可成16年度の可能をできるも、平成20年度の可に、示されるめて検討され、、示されたい。	接保を務るてか基と平るは集実等ので集集でも、とこは年づられると、計画検い年のです保証に施のでは、とこは年がし成こ国に施のは集実等のでは、また。	で保険会社が直 をた代金を をた代金を でからとの たのの管部こと等でつい。 記の本さに推進)こと、 であるとに推進)こと、 であるで表とに推進)こと、 であるが、 でしてのでに示、保適の保いで、 の者のながある が表表である。 を といる。		5027 5027200 東京海上火災 保険㈱	20 保険募集の総代 理店制度の創設	保険会社との委託契約を 受け、保険会社の排他の 有業務の書業のの 業務のの書業を 務をできる。 業務を のでは 業務を のでででは 、では 、では 、では 、では 、では 、では 、では 、では 、では	金融庁
保険契約の包括 を転にかかわる 手続きの簡素化	休院耒/広布130米 るこさには、惨點云仙火	けに及対する杯生が「/ 6以上であった場合は簡 た。	回答性性が表示。 一個 一個 一	会はかつ通対式れ株にこ指や認路他とける場合をはかつ通対式れ株にこ指や認路他とける時には、 とこれを、行きる質素が合がが相らえ保に未 がのま場と置、めまのきに株たこ指や認路他とける。 とは、行きには、主	はの合併と保険 会契ので研究とは、 会員にはにはにはいるできた。 会合併株のある続きにしているでは、 では、このでは、では、このでは、 では、このでは、 では、このでは、 では、このでは、 では、このでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		5029 5029010 (社)日本損害 保険協会	保険契約の包括 1 移転にかかわる 手続きの簡素化	包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会せの責任準備金等に比して例は、移転といいは、別内の1以内の1以内の1以内の2を転にとよるに決議を要さないことをよる。	金融庁
保険会社の業務 z0300590 の代理代行範囲 の拡大	保険会社は、他の保険会社(外国保険会社を含む。)の保険業法係の代理又は事務の代理又は事務の代理とができるが、を行うことができるが、船主責任相互保険組合法に基度は日本は保険組合法に基保険組合は保険等当まで、保険会社はにでいる。	日本船主相互保険組合が、非営利・相互扶助を目的とした組織である会社と等を踏まえ、保険組合と船主責任相互保険組合との間で代理・代行を行えるようにすることが適当か、引き続き検討する。	平成16年度までに実施されることの可否について 改めて検討され、示されたい。	経行と責相を をに付互で をは行互で をの出力にまもまでるる。 をできずれば とすると をできずれば をできずれると をできがる。 をできがる。 をできがる。 をできがる。 をできがる。 をできがな。 をできがなる。 をできがなる。 をできがな。 をできがなな。 をできがなな。 をできがなな。 をできがな。 をできがな。 をできがな。 をできがな。 をできがな。 をできがな。 をできがな。 をできがな。 をできが	社と船主責任相 合との間で代 を行えるように に行えるように に対して組合 はがかと ではずかる ではずめる の平成16年 にかるる必平成16年 にでとせれてとの にでとせれてとが ではといってといっている。 になってはできる ではできる でき続き検討す		5029 5029170 (社)日本損害 保険協会	保険会社の業務 の代理代行範囲 の拡大	保険会社が業務の代理又 は事務の代行が受託でき る相手方にJPIも加え る。	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)	(当室記入欄)	(最終	回答欄)	(要望事項					
管理コー	項	国名 該当法令等	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策))他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類		規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300€	oo 法書記載		届出対象の損害保険商品 条については、積立勘定等 見一部の事業方法書記載項 目を除き届出による変更 が可能となっている。	b	届出対象の損害保険商品について、認可が必要とされていた危険の分布及び保険の目的の検査に関する事項については、品出による変更が可能となるとでは15年5月)他の事項については、上記のようは問題が生じるものではないが、必要性を踏まえ、所要の措置を検討する。		回答問題は、 のよとある。 のでは容すで施味のではなって、 を関するでは容がで要問ではなって、 を関するでは容すでではです。 では容すでではでするではでいる。 ではいるではでいるとに、 を対しているとに、 ではい期に、 ではい期に、 ではい期に、 ではい期に、 ではい期に、 では、 ではい期に、 では、 ではい期に、 では、 では、 ではいまるで、 といって、 ではいまるで、 といって、 ではいまるで、 といって、 ではい、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	b	年度内を目処に、要望内容の実施が契約者保護の 観点から特段の問題がな いかを確認し、所要の手 当てについて検討する。	届出制対象種目における 事業方法書記載事項の届 出制全面移行について検 討し、結論を得て、平成 150R16年度中に実施され ることについて見解を示 されたい。			5029 5029080	,(社)日本損害 保険協会	届出制対象種目における事業の 8 法書記載事事移行 届出制全面移行		届出制対象種目については、事業方法書の変更と明 は、事工届出に業法書の変更と明 する(保険業に規定する。(保験業に規定は規定 8条1・2項級記載事 8条1・2事必も、 8本2事がである。 1年2日 1年2日 1年2日 1年2日 1年2日 1年2日 1年2日 1年2日	金融庁
20300€	保険契約の機構略代のの関係を	と算公告 6935 第270末0 6第37百第1号 第	条別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	С	保険契約者名保護機構は、 破総保険会を記さいる。 を受けるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		保とてにさ い定は保算のとで定果こ い法こるて、決こををれ 施期的保とてにさ いには保等のとで定果こ い法こるて、決こををれ 施期的になった。 は、	С	保険契係を 者保とはおいる。 を実施を を実施を を受いる。 を受いる。 を受いる。 を受いる。 を受いる。 を受いる。 を受いる。 を受いる。 を受いる。 を受いる。 を受いる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 を必じる。 をのいる。 を必じる。 をのい。 をのい。 をのいる。 をのいる。 をのいる。 をのいる。 をのいる。 をのいる。 をのいる。 をのいる。 をのい。 をのいる。 をのい。 をのい。 をのいる。 をのいる。 をのい。 をのいる。 をのいる。 をのいる。 をのいる。 をのい。 をの。 をの。 をのい。 をのい。 をのい。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの				5029 5029150	(社)日本損害 保険協会	保険契約者保護 15 機構の決算公告 の簡略化		保険契約者保護機構の決日 算公告は、行動をはまたは 一部間紙には電磁の方法ので の方法のは電磁の方法ので を掲示した。 は 当まな は は は は は を る る 。	
203004	₩の電子	使用人名 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	」 が義務付けられており、	с -	代理店の登録情報は、代 理店に係る個人・法人情報であり、ブライバシー の保護の観点から、行政 としては慎重な対応が必 要とされる。		ーなて の 保関と名 容ばト関 関け会すらな 施期的 でほん にこるさい は まって に は で が に な こ が に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か に な こ か で ま で は が が で が に か に な ら こ か に な に な に な に な に な に な に な に な に な に	c	財務局は保険保護機関は保険原務が、では、保険原務では、保険原務では、保険原務では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で				5029 5029220	,(社)日本損害 保険協会	代理店使用人名 簿を含む登録 報の電子ファイ ルの閲覧・共有		代理店の登録情報を 関合を 関合を です更当有に のです更当有に のでは のでは のでは ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	金融庁

	(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終	冬回答欄)	(要	望事項	欄)				
管理 項目名	該当法令等		置の措		その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	要望	類規制改革 要望事項 管理番号	頃 要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
保険会社本体に よる信託業務の 代理又は事務代 行の解禁	保険業法第98 条、保険業法第98 条、保険業法施 行規則第51条 金融機関の信託 業務の兼営事 関する法律第79 の2の2	規定されている。	b	「信託業のあり方に強関する場合を できない できます (音記 を できない できません できません できません できない できない できない できない できない できない できない できない		・回答においては、金融 審議会第二部会報告されて おり、 より、計細に検討い。 よし記 一番を 下上記 一番を 度中に措置を行っとも に、16年 を はいたい。	b `	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、				5033	503301	₀ (社)生命保 隊 協会	保険会社本体に よる信託業務の 代理又は事務代 行の解禁	- (- (- (R険会社の付随業務とし て、既に銀行等で行われ いる信託業務の代理や 国務の代行を行うことを といる。	金融庁
保険業の代理・ (代行を営会 会社の素営 を入る兼営 拡大	保険業法第106 条、保険業法施 行規則第56条の		b	行のとのとのとのようでは、「のよう」とのように称ない。 一般では、「理学」に関すると、「のまれ」とのようにないます。 一般では、「理学」に関すると、「のまれ」をは、「では、「では、「では、」のないをは、「のまれ」をといった。で、「のまれ」をといった。で、「のまれ」をいった。で、「のまれ」をいった。「のまれ」ので、「のまれ」		・業本障か証と にも(業つアれ極的実金と(及か理他会兼にい(の「ク段え(さが業会さる かくつ理れた に関係されていたに、一般についた。 に関係されていた。 に関係されていた。 に関係では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	b	が務」田規」計る否す保旨ス、性やなにを検える代範・国規」計る否す保旨ス、性やなにがない。 「行のとの制(しもやこ険やク本や支いを検 を検すのとの制(しもやこ険やクないないですがない。 は、日本の実にはここの期難で選と点連にすると検 は、日本の実にはのであまいたと検 は、日本の実にはのであまれてのでは、 は、日本のとのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は				5033	503302	□ (社)生命保 協会	保代学の代で 保代でを でご で で で で で を さ さ さ さ る 大 が た な 大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	美	保険会社の保険業に係る に係るでは に係るの代で で学む保険・事務の代行 で学さいで では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回行	答欄)	(当室記入欄)	(最終回]答欄)	(要望事項標					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措 分類 「		規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300650	特別勘定に関 現 現 に産 に 産 選 受 管 、 直 接 役 入	保険業法第97	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b	特受資は計「り金行のなや責か性に直合いそ検な行社のし関とに近うな地域とは当まれた。 は、のう公の、任め格つ疾にでもないを、とれて、のう公の、任め格つ疾にでいる。 のを保護した、のう公の、大学を指しと明明をは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で		・回答は、「きには、」には、「きには、」には、「きには、」には、「きにはない。」には、「きにはない。」には、「きにはない。」には、「きには、「きには、」に、「きには、「きには、「きには、「きには、「きには、「きには、「きには、「きに	b	は、				5033 5033060	(社)生命保 協会	特別勘定に関すよ る現物質受力 る保険料直接 人		株、債券等の現物資産に よる保険料受人、移受 管、及び特別勘定へ保と 等外の直接投入を可能とす べく法令上措置する。	
z0300670	保険会社本体に よる信託業務の 実施		独 (休険業法第97宗)の ほか、法第98条第1項各号 に掲げる業務その他の付 に掲げる業務その他の付	b	保業務会大会では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		・回答ない。 「保保保」 「保険・発表とは、関連保力には、関連保力にの関やされた。 「関連保力に、関連保力に、関連保力に、関連保力に、関連保力に、関連保力に、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	b	信 のやさえ現につあ り」報業・ につ業の強性を対して、 ないれた点止ま、現につあ り」報業・ にの共産のです。 なに金)に親見のつるれ法のの にの業のがです。 な関連に機につくいっち。 にの業してです。 な関連に機にの業して、 をするすです。 な関連に機につるれ法の中課 にの業して、 にの業して、 にの業して、 にのまです。 な関連に機につるれたので、 をするす。 なに金)に親見のつるれ法の中課 には関係れ検時実いる。 方(告営では本のに には、をするがは本のに には、をするがは本のに には、をするがは本のに には、をするがは本のに には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には				5033 5033080	(社)生命保 協会	_検 保険会社本体に 8 よる信託業務の 実施		保険会社本体で、保険金 信託以外の信託業務が行 えるよう、保険会社本体 の業務範囲を見直す。	수화는
z0300680	関のバックオ	保険業法第98 条、保険業法施 行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行うされて他の金融業を行うことができることが内容できる。ができの具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c	保険会社が付随業務として会社が付随業務として金融業務の他の代理等の会社のできるの業務の会引受別の関連性認めて(保険の)との関連性があるものとの関連性があるもので、関連を認めたと代理等を認めるとの人間理等を認めることは困難。		・会性を改し、一会性を対して、一会性を対して、一会性を認れている。 は、一会性を認れている。 は、とのの関連をして、一会性を認れている。 は、とのの関連をして、一会性を認れている。 は、とのの関連をして、一会性を認れている。 は、のでは、とののでは、とののでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、との	С	「固有業務との関連性にの関連をはない。」では、大学の関連をは、大学の関連をは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して				5033 5033100	(社)生命保 協会	保険会社本体に よる他の金融機 10 関のパックオ フィス業務の代 理、事務代行		・ 施業を は で は で は で は で は で は で は で な の で な で な	金融庁

	(回答欄)		_(再検討要請欄)	(再回	四答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事	項欄)				
管理 コード 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策) その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規制 要望 要望 管理番号 管理	望事項 要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
保険会社本体に よる個人向け投 資アドバイス業 務の解禁	保険会社は、保険の引受 け等の固有業務(保険業 法第97条)のほか、当該 保険業法第98条 業務に付随する、法第98 条第1項各号に掲げる業務 その他の業務を行うこと ができる。	り 一	・回答には、しいのでは、しいのでは、しいのでは、しいのでは、しいのでは、しいのでは、しいのでは、しいのでは、しいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、いい	d	保険会社の「その他付けいインター (保険会社の可扱が対策を基準は、「よりの対すでは、「生物がです」のでは、「は、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」のが、「は、」ので、」ので、「は、」ので、「は、」ので、「は、」ので、「は、」ので、「は、」ので、「は、」ので、「は、」ので、「は、」ので、」ので、「は、」ので、」ので、「は、」ので、」ので、「は、」ので、」ので、」ので、」ので、「は、」ので、」ので、」ので、」ので、「は、」ので、」ので、」ので、」ので、「は、」ので、」ので、」ので、「は、」ので、」ので、」ので、」ので、」ので、」ので、」ので、」ので、」ので、」ので				5033 503	(社)生命保	保険会社本体	全	・本体での付随業務範囲 として業務が行えるよう 業法上、生命保険会社本 体の業務範囲を見直す	수파는
保険会社本体に z0300700 よる私夢債の引 受業務の解禁	保険業法第98条 第1項第5号、証 券取引法第65条 認められていない。	保険会社を含む金融機関は、金融機関が証券業を 併営する防止、金融機関の企業に対するを融機関の企業に対する金融機関の企業に対する金融機関の企業に対する金融機関の経営のの経過が発生、私募債の引きが発生が表行うことろであり、保険会社のようなとことのような保険会業務を認めることは困難。	・回答においては、「保 険会社におるる 受業者をある。 変業をあるの引 難らなるので、は を を を を を を を を を を を を を	С	保険会社を認識を 保険会社の の金融機構関係 によるいてはるりの引受け金融の の引受け金融の の引受け金融の の引受け金融の を開始のと にの発生を を関する を関する を関する を関する を関する を関する を関する をして にこの をでして での での での での での での での での での での				5033 503	₃₃₁₂₀ (社)生命保 協会	候 保険会社本体I 12 よる私募債の 受業務の解禁	31 f	・ 保険会社本体で、私3 責の引受業務を行えるよ うにしていただきたい。	
保険会社による z0300710 保険金信託業務 の実質的解禁	生命保険会社は、保険金信託業務を行うことができることなっている。また、保険金信託業務を行う時期がある。また、保険金信託業務を行政手続法第5条・第6条 大臣の認可を受けなければならない。なお、審査基準は定められていない。		・回答にあるように、、「保険金信託業に係り、保験金信託業解解禁止、既ののは、一般でいる。」でのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	c	保険金信託業務の認可申申 請についてはなび標準は、これは体的 事でを審査するをできるでは、標準の を審査を重要をできる。 一 とは記業合、のでは、では、 はに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、				5033 503	₃₃₁₃₀ (社)生命保 協会	検 13 保険会社による 保険金信託業系 の実質的解禁	5	保険業法第99条第7項に2 める認可の申請にかかる 審査基準および標準処理 はでは、 は で は で は で は で は で は に す る に す の は に が る に が る で に さ に と も に さ り で は で し さ で し さ で も さ で き も さ で も さ で も さ で も に り た り た り に り た り に り に り に り に り に り	金融庁

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄	ij)	(要	望事項欄)				
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 構置の概要 内容 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改建 要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300720	子会社化に伴う合算株式保有規則の例外の拡大	久 /P/险类计坛	保険会社が他の会社を子会社化した場合の合算株式保存機会社等を子会社化した場合に限られている。	c	会算株式保有規制の例外金 は、保利が多るに 機工を 会社開始を をそれ を を を を を を を を を を を を の の 範 の 範 の 範 の		保務しすた由で まて 金しとな金多ー開じで 従 率 障る 施期的 保務しすた由で まて 金しとな金多ー開じで 従 率 障る 施期的 これ 実時体 では、来で上期なこれを決める。 これの点にさ たの具体を行い務業社をにとかれる点を 多る・人のに全ののに全の地域であれたの妻に、 これの点にさ たの具体を行い務業社をにとかがまる。 これの点にさ たの具体を行い務業社をにとかがまる。 これの点にさ たの具体を のに全のが変が といった といった といった といった といった といった といった といった	С	-	かはある。 会算体式までは関連を 特はあるとはでは制めるとはでは制めては制めては制めては制めるとはでは制めるとはでは制めるとはでは、 はある。では、一点では、一点では、一点では、 は、一点では、一点では、 は、一点では、 は、一点では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、				5033	5033140 ((社)生命保障協会	_츛 子会社化に伴う 14 合算株式保有規 則の例外の拡大		保険会社が、従属業務・ 金融関連業務を営む会社 を子算株式保有規制の例タ を認める。	金融庁
z0300730	保険会社の子会 社による不動産 賃貸業務の業務 範囲明確化	保険業法第106 条、第271条の 22、保険業法施 行規則第56条の 2、第210条の7	保険会社及び保険持株会社は、「自らを子会社とする保険会社のために投 する保険会社のために投 資を行今業務」を営む会 社を子会社とすることが できる。	с	保険会社の子会社が、自 らを子会社とする保険会 社のために行うな の一環として美務 の一環として美務を行 うことは、保険会社のリ スク管理上の観画・動では なく、認められない。		・	c	_	で、が賃あ、事 し貸すれ 囲会動 管の、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、				5033	5033160 ((社)生命保 际 協会	保険会社の子: 対による不動産 賃貸業務の業務 範囲明確化	会	保険会社及び保険持株会社の「会社の「会社の「会社の「会社の「会社の大めに行う資産運用業務」「賃業務を付ける。 資産運用業務をできる。 資産では、できる。 会社が不動産賃貸業務を でいる。	す う 子 金融庁 -

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	回答欄)	(当室記入欄)	(最終回答	闌)	(要	望事項欄)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置の 分類 内容		要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制以事要望事項 (東西タ)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300740	登録等証券業務 の本部担当職員 の事任制の廃止 または緩和	金融庁事務ガイ ドラギスション 社等関係)」 5 2(2)	・「国業等等のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	文のには有点の、の項1行券の批決60名にな準ラ眞等名の検集山くあっ -	現場 では、	要く イ債デ務国員と兼いり務員さ と証る第た」」) なお正子と債及の任る、等のれては券内頂「別なり、当次のン目等資職上で他間はな機機に令金業務所に融係して任め、計算のののでは、対しては、対しては、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	・営等理 じの兼あ慮で 上期な示された にの田が、はンく微を行ったいは、の困が、はいて相違さい・一次をは、の出が、で考った。 は、の困が、はいては、の出が、であれば、の出が、である。 は、の出が、できるに、は、の出が、できるに、ないと、では、の出が、できるに、ないと、では、できないが、できると、というでは、できないが、できるというできない。 はいい できない はい できない できない できない できない できない できない できない できな	c	国業が表のは、				5033	5033180	(社)生命保 協会	険 18	登録等証券業務 の本部担当の 専任は 緩和 または 緩和	に 任 す	共債ディーリング業務 係る本部上または緩和 制の廃で、他の業務 ることで認める。	金融庁
z0300750	投資信託の広告 遺伝に関する規 制の見直し	証券取引法第13 条 15条 第 15条 第 本証告に (会 る 指針」)	投資になたは、 に該総虚さってし法届)記 な に該総虚さにないるは、 といるは、	て城底し詰るす券・まのでの普達あ事じ属た方すれまの欄とり	では、	け 現時占でけ	・・回り は に明く是 できた に明く是 できた にいている を になって は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	b	全球の は を は を は を は を は を は を は を は を は を は				5033	5033190	(社)生命保 (協会	険 19	投資信託の広告 宣伝に関する規 制の見直し	条実	定目論見書の交付等を 件とせずに過去の運用 となるので 告宣伝に利用可能とす 。	

	(回答欄)			_ (再検討要請欄)	(再回	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答	S欄)	(要	望事項欄	1)				
管理 コード 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置 分類 内		要望	華 規制改革 要望事項 号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0300760 保険商品の審査 の見直し	認可申請に係る標準組 認可申請に係る標準 場対力別 第123条 ~第125条同施行 なかていた簡易なはまたもの 規則第83条、第 246条事務ガイド ライン1-10-10 るな代された簡多 での既存の等のの 高認のに同・ るでものとしている。 でもものとしている。	係 他社追随案件等の審査期間を60日に短縮近、措間を60日に短縮重査期間を60日に短縮重査期の上限を整である。密電面ではは取扱を変更であるの内閣では、 は個々の申請の内容間でして実質的な審査期間をして実質的な審査期間を		審短 規 商短努 なた るとにを 縮も難さ明対必、す や、含審短 規 商短努 なた るとにを 縮も難さ明対必、す や、含素短 規 商短努	С	そか異法の、効別こでダー 内現分の法要す能護が うれりを個るろ、千で間いや数に所理可保題のとあった出間はる期かしル)もせ、きつりに向なるでは、おお令連際化処にるポーっ処でが請します。とというなる。一ジでは、きつ期をは、かお令適はる期がしル)もせ、きつ期をは、かお令適にのなる。一ジでは、きつ期をは、かお令適にのなる。一ジでは、きつ期をは、かお令適にのなる。一ジでは、きつ期をは、かお令適にのないが、は、まで、は、まで、は、まで、は、まで、は、まで、は、まで、は、まで、は、ま				5033	5033200	(社)生命保 協会	乗 20 保険商品の審査 の見直し	C I TO TAKE THE PARTY OF THE PA	規制改革計商短知は は、層では は、層で を可いことを がというで を可いことを ができる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はでる。 はできる。 はでできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はでをできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はでできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はででをでをできる。 はでできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。	品語 コト 東ノ等る 全融 庁
z0300770 訂正発行登録書 の提出について	国内社債を発行登録は 新駅引法第23 条の4、企業内容 等の開示に関する内閣所令第14 条の5第1項及び容 第2項、企業内容 等の開示に関する書書の提出後、新 第2項、企業内容 等の開示に関する留意事項23の 4-1及び23の4-2 登録書のはのは、3 発売のはのは、3 発売のはのは、3 発売のはのは、3 発売のは	行音響制度において記載を 発行音響制度において記載を は、発行音響制度におりる は、発動性を取ると対象にはといって を表すれば、させいではといって を表すればといってがではといって を表すればといってがではといって を表すればといっておいる。 とのではといっておいるとのでは、 とのではといっておいるというでは、 とののでは、 を取るとがでは、 とののでは、 とののでは、 を取るというでは、 とののでは、 とのでは、 と	(要く な慮12審報の踏開(Tさ登行止(書をを15機可 「」) おし月議告改ま示E)れ録登期有の2行年動能 第平日第証促てス上よ訂にのの証合にい3的と アハリ正係効短券、短(正発た、のり)のが、は4金部市」電ムE提発る力縮報4縮平口,7以上で、対策を対策を入縮報年に4金部市」電ムE提発る力縮報4縮平口,7以下、	類の追加を建書の場合を出しています。 類の追加を理書のとのでは、 は一般では、 がいますが、 がいますが、 がいますが、 がいますが、 がいますが、 がいますが、 でのであり、 がいますが、 でのであり、 がいますが、 でいまが、 でいまが、	С	投資者が投資者が投資判断を行め最 判的の場合に業等の企業が受力を把となる。 新の企業が要の場合に業務を記念を書きののよる。 一、立提出正発に情報の 上、立提出正発に情報の 上、立提出正子とに情報の は、必要を書を書きます。 とは、必要を書きます。 は、と、は、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは				5034	5034240	(社)リース ■ 業協会	事 24 訂正発行登録書 の提出について		・参照書類の追加を理由 とする訂正発行登録こと 是出を不要とする照書 の列記を不要とする。)。	全融庁

	(回答欄)			(再検討要請欄)	(再回答相	闌)	(当室記入欄)	(最終回答欄	1)	(要望事項欄)					
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措置 分類 内 ³		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事項 要 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
金融機関系リー ス会社の業務 囲規制等につい て	節 行若しくは銀行 か総収入額の50%以上(そ めることにより、銀行の グループ会社として実質 けるところきを確してしているところであり、収入 依存度規制等そのものを	すい ら 討 時と	回答では当該規制を撤廃 するでは当該規制を撤廃 するが、当時を踏まえてを 要望主旨を踏まえ策を にされ、示されたい。 上記をできるのでは、 上記では、 上記では、 一次のでは、 一次のは、 一次のでは、 一次ののでは、 一次ののでは、 一次ののでは、 一次のでは、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	с -	収行属学のでは、 、る該める、し確が等行点を 規制業でもないます。 は、る該める、し確が等でもないます。 がよれたのででのですがよれたのでででは、 をもためででのですがないます。 で存っでがいますがです。 で行うをでするでは、 ででは、 ででのですがないます。 は、 ででのですがないます。 ででのでするでは、 でのでは、 でのでは、 でのででがでするが、 でのででするでは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのでは、 でのでは、 でのででいる。 でのでは、 でのでは、 でいるとないます。 でいるでは、 でいるでは、 でいるできない。 でいるでは、 でいるでは、 でいるできない。 でいるできない。 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるできない。 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるではななななななななななななななななななななななななななななななななななな					リース事 誉協会	金融機関系リー ス会社の業務範 囲規制等について	の該	従属業務を営む子会社 収入割合の撤廃及び当 銀行からの収入条項の 廃	全融庁
銀行系リース ź z0300790 社に係る規制推 廃		を契るを集り、	し譲れ、リス保理といに策さ、時と	回答では、 自己契約 に 自者の不可 に関係さ をで保険契約 で に対して に対して に対して に対して に対して に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 に対した。 にでをたいこのでのない。 をでしてもい。 ででして、 にでをない。 にできない。 にできない。 にできない。 にでいる。 にできない。 にできな	С -	支割保観 銀の産険う約銀て困行険約等る商更規再 は、の変によいも表示が伝えの難子商者とが品な制改になす平状きる は、のる。社動保扱契をいは銀保契行い険の、同し体をが表示が表示の対した。この、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、					リース事	損害保険・生命 保険に係る諸規 制改系リース制 に係る規制 に係る規制	業31リス保理が第法31払険険さ保「	保険業法第295条、保険業法第295条、保険業法規則第211条第2第211条の31条の31条の31を対します。 一ス体についてい。 が体についてい。 が体についてい。 がは、 でき条を則第211一産経・配で、 でき条を引き、 でき条をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	金融庁
z0300800 対の簡素化	東証が作成成している会が 情報のでは、 東証のでは、 一度では、 一定で、 一定で、 一定で、 一定で、 一定で、 一定で、 一定で、 一定で	学 決算短信添付資料については、当庁の法令はででに、当庁のの法ではなりでは、当庁ののではなな要がでいる。 報道機関に各証券で取引所が独自のルールとのであり、これでは、各証券のであり、といる証券のであり、といる証券のであり、といる証券のであり、といる証券のであり、といる証券のであり、といる証券のである。								5034 5034550 (社) 黄	リース事 養協会	55 決算短信添付資 料の簡素化	料こ結益シグ借	決算短信に添付する資 の大幅な簡素化を図る と。 員対照表、連結キ 計算書、連結書、個別 計算十、個別損益計 はのの が照表、 を が開表。	金融庁

	(回答欄)		(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄		望事項欄)			
管理 項目名	該当法令等 制度の現状 措置の 分類	カ 措置の 措置の概要 内容 (対応策) その何	他 各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	相島の似安 く対応等と	革 規制改革 要望事項 要望主体 号 管理番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 事項番号 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
投資 一任業務を 行が登録者に が投資う を が投資資本に が登道され の 運服と	投資信託及び投 資法人に関する 法律施行令第 2 条	今国会におきない。 今国会におきない。 一年を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	回答では平成16年されて 16年される 16年される 17年には 17年には 17年に 17	b	しを年託営めと用認銀お信け有し」あ 受投の券用先、子かとの反等行部 あしを年託営めと用認銀お信け有し」あ 受投の参用先、子かとの大きにとを外否が 立部16信をたた運、託に、受てとくで を可も証運託はの者このが投 が現行の券用れ 資保 が は て と が は が と が と が と が と が と が と が と が と が			5035	5035010 (社)信託協会	投行が投投行が投投行が投投行が投投行が投投行が投投行に選託手記手記を変にを変にしませた。 1 数の 割し と と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	条者資委る両でさ用図人すで、のパー、務一号「当での明」信な託の金融である。
-0200920 委託者非指図型	投資信託及び投資信託の信託財産を 型投資信託の信託財産を 主として個証券に対す る投資として運用することを をといる。 C 契値に対することを禁止している。	証では、へので行いる。 「主投あよ資でには、、へので行いるでは、、へので行いるでは、、へので行いるでは、、へので行いるでは、、へので行いるのででは、、へので行いるのででは、、へので行いるのででは、は、、へので行いるのでは、、へので行いるのでは、は、、へので行いるのでは、は、、へので行いるのでは、は、、へので行いるのでは、は、、へのでにいるのでは、は、、、ののでは、は、、、、ののないをでは、は、、、、ののないをでは、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	回答には、づにしている。 信託銀主なことが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	с -	正用証幅ご託ら 幅の託の途信行信信成れ 信有に行関 広に証図り投て託制をせに証用適正用証幅ご託ら 幅の託の途信行信信成れ 信有に行関 広に証図り投て託制を必得ない。 とる信託値信でれません。 ですといるでは、いかに投資をは、のでは、いかに投資をは、のでは、いかに投資をは、のでは、いかに投資をは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので			5035	5035020 (社)信託協会	投信法における型 投信者託の 2 投制の撤廃 担制の	・現行の投資係の場合では、 ・現行の投資係の場合では、 ・現法人に対し、 ・現法人に対し、 ・現法者記者に、 ・表ののでは、 ・表のでは、 ・表のでは、 ・表のでは、 ・表のでは、 ・表のでは、 ・表に、 ・表に、、。	19 注 資 し 金融 一 言 等 有 言

	(回答欄)					(再検討要請欄)	_(再回]答欄)	_(当室記入欄)	_(最終回答	闌)	(要望	望事項欄	1)				
管理 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容		要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
電磁的方法(イインタイト)には係、一条第一次とよるる公株がのできた。「度制度るのでは一般では、1000830 に関語では、1000830 に関語では、1000830 に関語では、1000830 に関語では、1000830 に関語では、1000830 に関語では、1000830 に対している。と、1000830 には、1000830 には、1000	業務の兼営等に 関する法律 貸付信託法	定型的信託約款の変更や 貸付信託の契約締結等の 公告については、兼営法 施行規則第10条及び貸 付信託法第6条において に取りまする。 はならないと規定されて はならないと規定されて いる。	b I	信託業務に係る公告の電電ののででは、 ののででは、 をは、 ののででは、 をは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 のでのででは、 のでのででは、 のでのでででででできる。 でのに、 のでのででででできる。 のでは、 のでででででできる。 のででででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のででできる。 のでででできる。 のでできる。 のでできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででででできる。 のでででできる。 のでできる。 のでできる。 のででできる。 のででできる。 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	ь	定型的信託約款等の変電がの公告のででは、 の公告を導えとしてというには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で				5035	5035040	(社)信託協会	電が できる できない できない できる	電子とにて関ま	信託業務に係る公告を ・	金融庁法務省
更なる信託ス キームの活用に 資する商事(営 業)信託関連法 制の見直しを行 うこと	信託法 信託業法 金難機関の信託 業務の兼営等に 関する法律	信託に関する基本的なは 律には「信託法」」を がは、するが、 で信託業とするが、 で受開する特則を定置を に関するを に関するが、 で受開する特別を に関するに対した に開するに対したに は広く定めたって が、 を受開するは にに が、 を受開する に関する に関する に に に に に に に に に に に に に	b I	法務省において、要望事項についての検討を直しいての検討を直しについた本本成1字条を直について、平要の法律者を目述べと所で、「大き日はで、大き日はで、大きなので、「大きない」を表示している。「大きないで、「大きないで、「大きない」を表示している。「大きないで、「大きないで、「大きないで、「大きない」を表示している。「大きないで、」では、「大きないで、「大きないで、「大きないで、「大きないで、「大きないで、「大きないで、「大きないで、「ないで、「ないで、「ないで、「ないで、「ないで、「ないで、「ないで、「		平成 1 6 年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	要望事項についての検討を含む信託法の抜本法称 見直しについては、法務中 会話を記れては、17年のは、18年の 当時では、18年のでは、18年の 会目途に所でいて。18年の は、18年のでは、18年の は、18年のでは、18年				5035	5035100	(社)信託協会	更なる信託ス キームの商活用に営 キーする配託用に営 業)信託目しを行 うこと	帯の直・2・合务・盆者の・す・	事(言葉、) (言語、) (言葉、) (言葉、) (同語、) (知识、) (同語、) (知识、) (知识	金融庁法務省
出張所(臨時若 しくは巡回型の 設備をは以は無人のの 設備日に係る規制 の緩等ら規制び 営業時の 規制の撤廃	銀行法	銀行の休日及び営業時間 については、銀行法第1 5条、銀行法施行会第5 条及び銀行法施行規則第 16条において規定され ている。	か休にる制緩にいは 営時にる制撤にいは 営時にる制撤にいは 営時にる制撤にいは	金店は、一大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学を表示した。 これ は 1 は 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	出張の日に係ら業にの安全を を制間にいていて を制間にいていて を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 を制度を表する。 をまる。 を表する。 をまる。 を、。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、				5035	5035130	(社)信託協会	出張所(臨時若の (監回型の 施設備には 返開を (に、) は (は (に、) は (は (に、) は (は (は (は (は (は) は (は (は) は (は (は) は (は (は) は (は (は) は (は (は) は)	ぞて月き右にのカー努列を片降・間3ま更き共作名 ()	銀行の休業で所しています。 特業や融に 時後て変 佐事場の にいい いいい はいい にいい はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり は	金融庁

	(回答欄)		(再検討要請欄)	(再回答	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項欄)		
管理 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概要 その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措 分類 I		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 要望事項 要望主体 管理番号 管理番号	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的規制改革要望内容 制度の所管官庁 等
信用保証業務を z0300860 営む子会社等の 業務範囲の拡大	・平成10年金融庁・大蔵省告示第9号(銀行法施行規則第二項第三号及び第三十五号の規定に基づ会銀行営を登立のできる業務的ら除かれる業等のようでする。・事務が14ドライン1・信用保証業務	住宅ローン等消費者 ローンにでは、画一 的かつ大量の処理がよる 集中的り、関連を行ことが 対率的行うときが同 ローンである子会信用 多、一のである子会信用 を行って子会信名。 かを行って子会信名。 銀プレにつて子会る信及び子務を行うに係こと及び子務を行う経りといる。 のである子の子のでは、事業性 日本のでは、事業性 日本のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。		銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行う銀行の子務を扱び保証業務を行う銀行の業務も兼業できる。銀行経営をする。といる。ただの観点は、現時明示とし、は、は、関連のより、をは、関連のより、は、は、関連のより、は、は、関連のより、は、は、関連のより、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は				5035 5035140 (社)信託協名	信用保証業務を 営む子会社等の 業務範囲の拡大	・銀紀 を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
商品ファンド法 に基づく3省にま たがる主務官庁 への申請・届出 等の窓口の一本 化	商品投資に係る 事業公規制に関する法律第5条、 第8条、第9条、第10条、第9名。 第10条、第91、 前品投資販売業 首の許可及る命令 第1条、第7条、 第8条、第9条、 第10条		はしてより具体的に示された	a 2	る。主務官庁において許 可業者の状況を把握する 必要はあるものの、一部 書類の提出方法について	商品ファンド法に基づく3 省にまたが出等の窓口の 一本化について検討の窓口、 結論を得て、平成150816 年度中に実解を示された いて見解を示された い。			(社)日本商品 5063020 投資販売業協		金融庁 主務官庁の窓口一元化 農林水産省 経済産業省
	び監督に関する 可申請書」に添付しなけ	では、	回答の場合では、	С	さ当有にの わに認なは参化書は 者出律す該申的方 と 資いなに様付面とさ当有にの わに認なは参化書は 者出律す該申的方 と 資いなに様付面とさ当有にの わに認なは参化書は 者出律す該申的方 と 資いなに様付面とさ当有にの かった 発表の 別書な法めはな法で使はにはでことが でいるがをから、いれ段料査規る添難方代求係するとなどを表が変す。 といるがをがら、いれ段料査規る添難方代求係がは自面な添難、に、人商公め付で公のに制定です。 といるがをがら、いれ段料査規る添難方代求係がな自面な添難、に、人商公め付でなるがをがら、いれ段料査規る添難方代求係がな自面な添難、に、人商公め付でといるがをあるといる。 といるがといる といる といる に、人ののといるがをがらいる。 といる				(社)日本商品 投資販売業協 会		現行売業には、申請を担当を を計画を表示している。 は、申請を受ける。 は、申請をでしている。 は、申請をでいる。 は、申請をできる。 にでいる。 は、申請をの多いでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再	回答欄)	(当室記入欄)	(最終	(回答欄)	(要望事項	闌)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容		その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)		措置の 内容 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事功 管理番号 管理番号	要望主体	規制改 要望 事項番	規制以事要望事項	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z03008\$	ンドにおける法	商品投資に係る関連する法律 ・第11年 第11年 第1年	商品投資販売業者は、商す品投資販売業者は、商す品投資契約の商品投資之の商品投資とのできるがが成立定定額を記した書を配けすることとなっている。	b の欄通 で他のり	い時交がいと事をこ投よ ドす個こ面でド 載が討に、 い時交がいと事をこ投よ ドす個こ面でド 載が討に、 い時交がいと事をこ投よ ドす個こ面でド 載が討に、		回型入近品項若の要法で月れらら ・「るりと南外と ・「るりと南外と ・「なり。 ・「なりまで ・「なりま	b	商では、 商では、 一では、 でいる。 でいる。	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素 化について検討し、結論を得て、平成150R16年年中に実施されることにいて見解を示されたい。			5063 506304((社)日本本 投資販売業 会		追加型商品ファ おけるおけるの では書 で で で で 代		現品一場では、大学のでは、大学のでは、おきない。 はいかない はいない はい	農林水産省
z030090	。上の商品投資販			b 横 通り	映画等の制作に係る資 金調達の円滑化を図る観 点から八子で、 等についてを 等についてを が変け、 法の趣計で、 法の趣計を 行 の 経 の を 対 路 は り に の は の を に の は の を は の を り に う に う に う に う に う に う に う に う に う に	「措置の内 容」については 現時点では未定	回答では、「15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う」とされているが、実施される的内容についてより具体的に、実施時期について具体的に示されたい。	b	実施を検討を高い、と点階を表している。 実現では、 と点階を表して、 で、 と点階を表して、 で、 と点階を表して、 ででのという。 で、 で、 と点階を表して、 で、	商品ファンド法上の商品 投資販売業者の許可要件 の緩和について、検討 し、結論を得て、平成 150R16編を使中に実施され ることについて見解を示 されたい。			5100 5100134	東京都	13	商品ファンド法 上の商品投資更 売業者の許可 件の緩和		映画・コンテンツ制作等リンテンツ制作等リースを調達をよりに関する場合を出のにするために対して活力の商品投資のでは、3年の大のでは、3年のでは、3年の大のでは、3年の大のでは、3年の大のでは、3年の大のでは、3年の大のでは、3年の大のでは、3年の大のでは、3年のでは、3	

	(回答欄)		(再検討要請欄)	(再回	答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄	ij)	(要望	事項欄))				
管理 コード 項目名	該当法令等制度の現状	措置の 分類 内容 措置の概要 その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規 要望 等	要望事項	要望主体	規制改革 要望 事項番号 規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
貸金業の規制 に関する法 20300910 18条第2項 部の一部見直し	第 貸金業の規制等 日 8 宗弟 2 頃により、預 図 に関する法律第 金叉は貯金の口座に対する スナンススの他内閣庁へ	り の他 欄の 通り 第一次 が利息制限法第1条 第1項に規定された利率 を上回る場合において は、法第18条第1項の では、法第18条第1項の	平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	いうな では できない は 現 の では は 現 が に な に な に な に か に な に か に な に か に な に か に な に か に な に か に な に か に な に か に な に か に な に か に な に い に か に な に い に い に い に い に い に い に い に い に い				5101	5101120	アイフル(株)	貸金業の規制制等に関するようでは 12 18書の交通では の一部見直 し	、美八子でのじる第所手の前を垂台に日会会	は第18条 第2項 では、 第18条 第2項 では、 第18条 第2項 では、 第18条 外のけた弁っるは、 がのけた弁っるは、 第2項でをのしま、 第2項でをのしまり、 第2項でをのしまり、 第2項でをのしまり、 第2項でをのしまり、 第2項でをのしまり、 第2項でをのしまり、 第2項でをのしまり、 第2項でをのしまり、 第2項ではなり、 第2項では、 第2回では 第2回では	金融庁
z0300920 発行登録制度 適用会社の拡	証券取引法第23 条の3及び第5条 第4項、企業内容 大等の開示に関す る内閣府令第9条 の4		欠に 方 業には場て区は現 具検 施期的 なまた はいると ではいる 込て企範に市いをですが、要に、報供り取行すい求、のでもいだ、要に、報供り取行すい求、のによるとでの名談にれてが決ける。とでの合成が、では、社社学公の、にの合成が、であるとでの合成が、要に、報供り取行すい求、のになれ記にもいるとでの対、のでは、社会とのの、はの示をい由たい。	С	価に 有繁合情さことが、格引登は 方継の要企範言点用は 有繁合情さことが、格引登は 方継の要企範言点用は 方線 大口の いっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい				5102	5102490	社)日本経済 団体連合会	新 49 発行登録制度の 適用会社の拡大		発行登録制度を、現在、 目み込み方式が認められ にいる会社にも拡大する ことを容認すべきであ る。	

	(回答欄)	(回答欄)			(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事	項欄)					
管理コード 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容 措置の (対)	の概要 心策) その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 措置 分類 内	置の 措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要!管理番号 管	望事項 要望	E体 要	制改革 要望 頃番号 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
		要をのかける。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	お旧名 (おります) おり (おります) を (おります) を (おります) おり (おります) おり (おります) (おりま	R引は、現物 精神 現物 特権 特権 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学								不. ()	下動産投資信託証券 REIT)を指数に組み入				
不動産投資済が発行するス が発行するの 産投資証券の 式としての取	動 18項、同第2条1)株 項9号、証券先集	。 勿	版	が、とは流にない、で、とは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	異人人る資定当、券取株引証充操観引を	c	をすこに団単にを、け用方等る商異せばじみ度異創か規な では、産用投名質合人には、対し、資本では、対し、資本では、対し、資本では、対し、資本では、対し、資本ののではが、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、				5102 51	02500 (社)日	本経済 (合会	不動産投資法人動産投資る不動産投資を受ける。 が発行するの株 で産投としての取扱	(わすう人式あれ証産	「動性では、 動性では、	金融庁

	_	(回答欄)				(再検討要請欄)	(再回答欄))	(当室記入欄)	(最終	咚回答欄)	(要望	望事項欄	剝)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容		当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の 分類		要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体 男	改革 望 想 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
			1.物品製造等の資格審査申請書の様式は平成13年1月から全省庁で統一されており、紙及び電子な体体(イクターネット)を選択する審査をにより競争参加資格をき		1.工事等の競争参加資 格審査申請については、 国土交通省が基幹省庁と なり、平成16年度から電							5008	5008400	オリックス(株)	官公庁の入札制 0 度、契約制度の 改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT若務会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁
z03009 ²	官公庁の入札制)度、 契約制度の改善	会計法第29条の3 第2項 予算決算及び会 計令第72条	る。 環境設定が既になる。 電場では、 でいる。 でい。 でいる。	1.物 の欄とり (1.4 mm) (子的方式により資格審査 の受付ができるよう、 を検討しているところである。 2 金融庁が実施する人 札については、平が、 和については、平が、 年度内に電子入札の導入 を所所管システム)	審査 バ入札 近係る 当て						5034	5034380	(社)リース事業協会	官公庁・地方自 治体の入札制 度、契約制度の 改善		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全省庁
z030098	法令に基づかな い共済に関する 基準の明確化		いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	с –	いわゆする は、	を表示のよう。 を表示しています。 を表示しています。 を表示しています。 を表示しています。 を表示しています。 を表示しています。 を表示しています。 でとれています。 でとれています。 でとれています。 でとれています。 でとれています。 でとれています。 でとれています。 でとれています。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ことち で こ汝上おここ肖が呆 旲 りて用 るねをひり ひつをっ 尾寺	い特を保うててし のいと点いつ取。 青、多う業を関する。 てよびは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で				5018	5018080	三井住友海上火災保険㈱	3 共済と競争条件を揃える		法令に基づかない共済準 場で、保険会計の示、契約の開と、財務の商用と、財務の商用のの間で、外の適のでは、一同のでは、一同である。	金融庁